

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第105期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

連結会計年度	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日 (平成25年 3月期)	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日 (平成26年 3月期)	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日 (平成27年 3月期)	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日 (平成28年 3月期)	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日 (平成29年 3月期)
営業収益 (百万円)	67,854	90,547	82,700	67,584	65,412
純営業収益 (百万円)	65,954	88,682	81,374	66,277	63,728
経常利益 (百万円)	17,320	33,405	28,524	15,297	13,269
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,273	23,243	18,499	12,423	11,990
包括利益 (百万円)	13,926	24,923	22,178	10,295	10,709
純資産額 (百万円)	122,397	142,929	157,351	155,204	157,229
総資産額 (百万円)	630,061	617,270	458,106	568,548	741,935
1株当たり純資産額 (円)	461.12	528.26	579.91	580.16	593.47
1株当たり当期純利益 (円)	42.74	87.68	69.51	46.92	45.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	42.66	87.21	69.33	46.87	45.72
自己資本比率 (%)	19.4	22.8	33.8	26.9	20.9
自己資本利益率 (%)	9.7	17.7	12.6	8.1	7.8
株価収益率 (倍)	16.0	9.9	13.4	13.2	12.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	79,020	14,701	37,746	12,302	2,944
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,767	5,452	2,214	775	8,507
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	75,863	1,864	18,937	21,829	35,864
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	48,491	39,141	56,039	44,615	72,043
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,178 [305]	2,214 [345]	2,353 [357]	2,391 [383]	2,483 [481]

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	3,902	9,454	19,353	15,425	13,520
経常利益 (百万円)	1,893	6,954	14,594	11,335	7,927
当期純利益 (百万円)	1,624	7,296	13,777	12,640	8,231
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数 (株)	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115	280,582,115
純資産額 (百万円)	102,787	103,386	111,833	110,912	110,087
総資産額 (百万円)	127,666	145,435	169,478	161,343	185,931
1株当たり純資産額 (円)	388.23	388.43	418.66	419.08	418.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (4.00)	32.00 (18.00)	34.00 (14.00)	28.00 (14.00)	26.00 (12.00)
1株当たり当期純利益 (円)	6.16	27.52	51.77	47.74	31.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	6.15	27.38	51.64	47.69	31.38
自己資本比率 (%)	80.4	71.0	65.9	68.5	59.0
自己資本利益率 (%)	1.6	7.1	12.8	11.4	7.5
株価収益率 (倍)	110.9	31.5	17.9	12.9	18.4
配当性向 (%)	259.7	116.3	65.7	58.7	82.8
株主資本配当率 (%)	4.2	8.4	8.4	6.7	6.2
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	73 [3]	59 [4]	93 [14]	97 [16]	115 [17]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、第102期より、執行役員を含めておりません。

2 第103期の1株当たり配当額34円は、普通配当30円及び記念配当4円の合計額であります。

なお、「第1 企業の概況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和4年6月	株式会社高山商店設立。
昭和5年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
昭和19年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
昭和22年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
昭和23年9月	証券取引法による証券業者登録。
昭和24年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
昭和36年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
昭和39年10月	株式会社六鹿商店と合併。
昭和43年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
昭和44年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
昭和56年10月	遠山証券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
昭和59年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
昭和62年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
平成元年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部に指定替。
平成2年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
平成10年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
平成12年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。
平成17年7月	東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、東海東京証券香港(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・連結子会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
平成17年12月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 連結子会社)設立。
平成17年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
平成18年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
平成19年1月	東海東京証券ヨーロッパ(現・連結子会社)設立。
平成19年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
平成19年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
平成20年2月	東海東京証券アメリカ(現・連結子会社)設立。
平成20年4月	広島支店及び下関支店を会社分割の方法によりワイエム証券株式会社に分割。
平成20年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成20年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
平成20年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
平成20年11月	二俣川支店、港南台支店、横須賀支店、大船支店、相模原支店、茅ヶ崎支店を会社分割の方法により浜銀TT証券株式会社に分割。
平成21年4月	浜銀TT証券株式会社を株式会社横浜銀行との合併会社に変更。
平成21年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。
平成21年9月	東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
平成21年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成22年1月	トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式を取得。
平成22年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。
平成22年4月	東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。

年月	沿革
平成22年5月	東海東京証券株式会社が福岡支店を会社分割の方法により西日本シティＴＴ証券株式会社に分割。 西日本シティＴＴ証券株式会社を株式会社西日本シティ銀行(現・株式会社西日本フィナンシャルホールディングス)との合併会社に変更。
平成23年1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
平成23年3月	東海東京シンガポール(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。
平成24年9月	東海東京証券株式会社が横浜支店を会社分割の方法により浜銀ＴＴ証券株式会社に分割。
平成25年1月	池田泉州ＴＴ証券準備株式会社(現・池田泉州ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成25年9月	東海東京証券株式会社が神戸支店を会社分割の方法により池田泉州ＴＴ証券株式会社に分割。 池田泉州ＴＴ証券株式会社を株式会社池田泉州ホールディングスとの合併会社に変更。
平成27年3月	PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE. LTD.(現・持分法適用関連会社)設立。
平成27年8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成28年4月	ほくほくＴＴ証券準備株式会社(現・ほくほくＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
平成28年5月	東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド(現・連結子会社)設立。
平成28年8月	東海東京証券株式会社が熊本支店、宮崎支店及び鹿児島支店を会社分割の方法により西日本シティＴＴ証券株式会社に分割。
平成28年9月	エース証券株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
平成29年1月	東海東京証券株式会社が富山支店、金沢支店及び札幌支店等を会社分割の方法によりほくほくＴＴ証券株式会社に分割。 ほくほくＴＴ証券株式会社を株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの合併会社に変更。
平成29年3月	株式会社E T E R N A L (現・連結子会社)の全株式を取得。

(注) 1 平成29年4月に宇都宮証券株式会社を株式会社栃木銀行との合併会社(持分法適用関連会社)に変更しております。

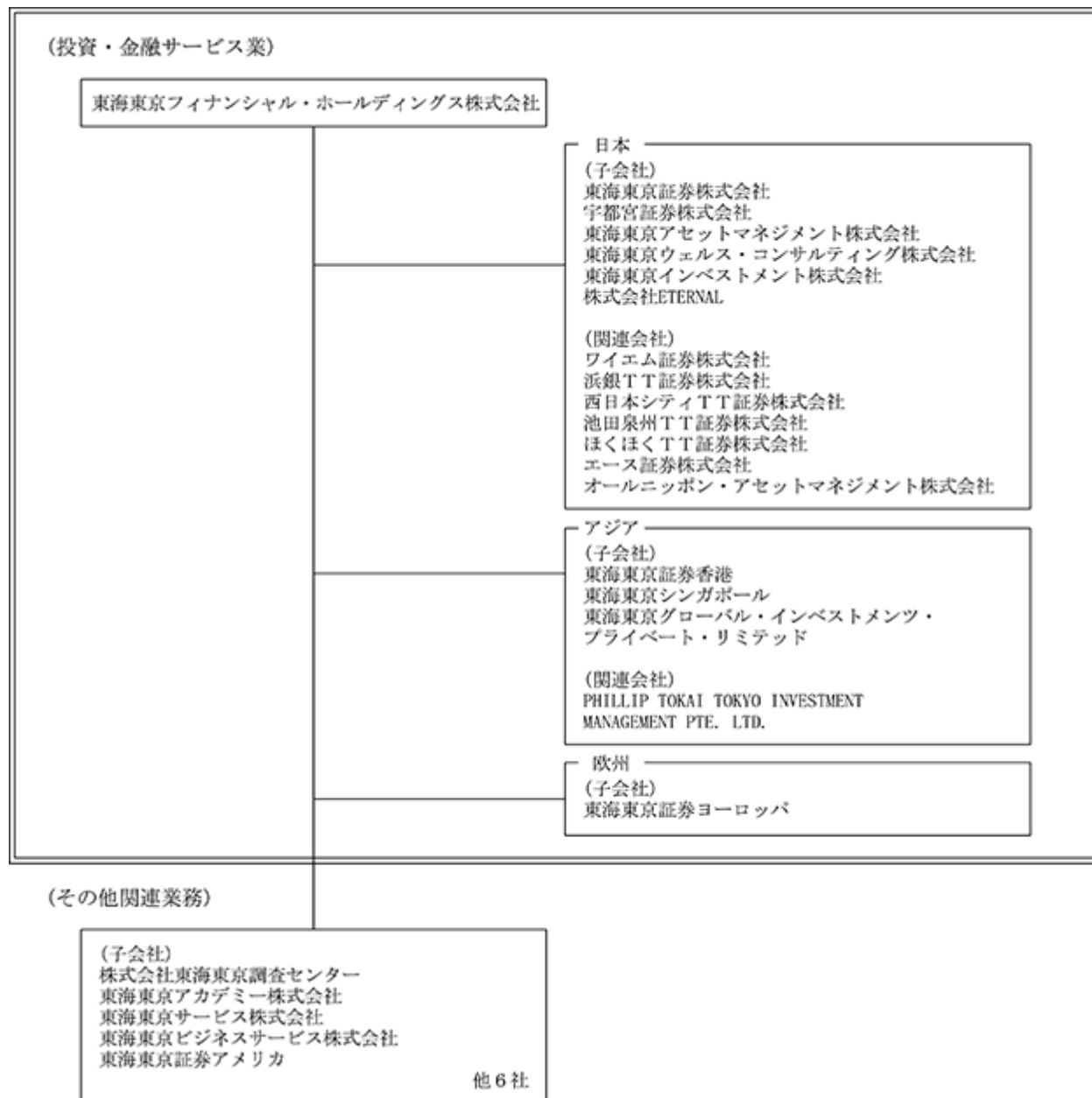
2 平成29年4月に高木証券株式会社の株式を公開買付けの方法により取得し、連結子会社としております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社21社及び関連会社8社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、保険代理店業務を営んでおり、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

(注) 平成29年4月に宇都宮証券株式会社は子会社から関連会社に変更になっており、また、平成29年4月に高木証券株式会社が子会社に追加されております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、4	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 3名
宇都宮証券株式会社(注)6	栃木県宇都宮市	301	金融商品取引業	98		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区	100	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 なし
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャ ピタル、有価証 券の運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 なし
東海東京ウェルス・コンサル ティング株式会社	名古屋市中村区	250	コンサルティング 業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アカデミー株式会社	東京都中央区	50	教育・研修業	100		経営指導・管理 教育・研修の委託 役員の兼任 なし
東海東京サービス株式会社	名古屋市千種区	30	不動産の賃貸・ 管理、事務代行 業務	100		経営指導・管理 事務委託 役員の兼任 なし
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバック クオフィス業務 の受託	80		経営指導・管理 役員の兼任 なし
株式会社ETERNAL(注)7	東京都港区	50	生命保険・損害 保険代理店事業	100		役員の兼任 なし
東海東京証券香港	中国 香港	千 香港ドル 115,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 なし
東海東京証券ヨーロッパ	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 1名
東海東京証券アメリカ	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
東海東京シンガポール	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス 業、資産運用業	100		役員の兼任 1名
東海東京グローバル・インベ ストメンツ・プライベート・ リミテッド	シンガポール	千 シンガポ ールドル 20,000	有価証券運用	100		調査の委託 資金の貸付 役員の兼任 なし
TTI中部ベンチャー1号 投資事業有限責任組合	東京都中央区	907	投資事業組合	100 (1)		役員の兼任 なし
バリューアップ 投資事業有限責任組合	東京都中央区	285	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	3,000	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	1,770	会社型投資信託	100 (100)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 60,000	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited (注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 46,790	会社型投資信託	83 (83)		役員の兼任 なし

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(持分法適用関連会社) ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
浜銀ＴＴ証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
西日本シティＴＴ証券 株式会社	福岡市博多区	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 1名
池田泉州ＴＴ証券株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
ほくほくＴＴ証券株式会社 (注)5	富山県富山市	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
エース証券株式会社(注)1	大阪市中央区	8,831	金融商品取引業	29		役員の兼任 なし
オールニッポン・アセットマ ネジメント株式会社	東京都中央区	825	金融商品取引業	33		資金の貸付 役員の兼任 なし
PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE. LTD.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 3,000	資産運用業	40		役員の兼任 なし

(注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

3 東海東京証券株式会社、Asia-Pacific Rising Fund Limited及びAsia-Pacific Rising Master Fund Limitedは、特定子会社に該当しております。

4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	62,530百万円
(2) 純営業収益	59,742百万円
(3) 経常利益	9,966百万円
(4) 当期純利益	8,430百万円
(5) 純資産額	89,354百万円
(6) 総資産額	655,704百万円

5 平成29年1月4日付でほくほくＴＴ証券株式会社への当社出資比率は40.0%となり、関連会社となっております。

6 平成29年4月3日付で宇都宮証券株式会社への当社出資比率は40.0%となり、関連会社となっております。

7 平成29年3月15日付で株式会社ETERNALを100.0%出資の子会社としております。

8 平成29年4月11日付で高木証券株式会社を子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,483[481]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか歩合外務員の平成29年3月31日現在の人員は22名であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
115[17]	39歳7ヶ月	1年7ヶ月	6,657,452

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末6名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社に勤務する従業員58名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

平成29年3月31日現在、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員1,359名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)のわが国経済は、英国がEU(欧州連合)離脱を決めた6月までリスク回避の円高が進行し、全般に停滞して始まりました。これに対し、政府は平成29年4月に実施予定だった消費増税の再延期と事業規模28兆円の経済対策を発表、日銀も長短金利操作付き量的・質的金融緩和を発表して景気を下支えしました。11月には米国の大統領選挙においてドナルド・トランプ氏が当選。減税、インフラ投資、規制緩和等、トランプ大統領が公約していた経済政策への期待から株高と円安が進行し日本の景気回復に寄与しました。企業収益については、前年度より円高水準となりましたが、企業の円高抵抗力がついて増益を維持しました。

海外経済についても上半期は停滞しましたが、下半期は好転しました。米国経済については、12月と本年3月に利上げが実施されましたが、トランプ大統領の経済政策への期待が上回り、好調を維持しました。中国経済については、地球規模の経済圏構想である「一帯一路」等への期待から減速は緩やかなものに留まったほか、新興国経済も全般に底打ちの動きが見られました。欧州経済については、英国のEU離脱決定等の攪乱要因はありましたが、実体経済に動揺は広がらず安定成長を維持しました。

株式市場では、日経平均株価が4月に16,700円台で始まった後、米国の利上げ見送りや英国のEU離脱決定による円高を嫌気して6月に一時14,800円台まで下落しましたが、経済対策や日銀のETF(上場投資信託)買い入れ倍増を好感して持ち直しました。11月にはトランプ氏の当選を受けて大幅に続伸、本年1月には一時19,600円台まで上昇した後、トランプ大統領の円安けん制発言をきっかけに外国人買いが止まり、もみ合いに転じたことから、3月末は18,900円台で取引を終えました。なお、本年度の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆5,424億円となり、前年同期の2兆8,834億円を下回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年物国債利回りが4月にマイナス0.04%で始まった後、円高、株安、米国債利回り低下を受けて7月に一時マイナス0.30%まで低下しました。しかし、9月に日銀がマイナス金利の深掘りを見送ったことや10年債利回りの誘導目標をゼロ%程度としたことでやや上昇しました。11月以降はトランプ氏の当選で米国債利回りが急騰したことや日銀が0.1%程度までの金利上昇を容認しているとの見方が広がり、年明け2月に一時0.15%をつけました。その後は米国債利回りの低下と日銀の国債買い入れによってやや低下し、3月末は0.065%で取引を終えました。

為替市場では、4月に1ドル=112円台で始まった後、米国の利上げ見送りや英国のEU離脱決定等からドル安円高が進行し、6月に一時99円台をつけました。その後はトランプ氏当選によって米国債利回りが急上昇、一方で日本の10年債利回りはゼロ%程度に固定されたことから急速なドル高円安が進行し、12月には一時118円台をつけました。しかし、年明けにトランプ新大統領が円安けん制発言を行ったことや12月と本年3月の利上げにもかかわらず米国債利回りが低下したことから再びドル安円高に転じ、3月末は111円台で取引を終えました。

当社グループは、平成24年4月にスタートさせた経営計画「Ambitious 5(アンビシャス ファイブ)」の最終年度として計画達成に向けて、今年度は、以下の施策に取り組んでまいりました。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、個人営業部門において、「顧客セグメント別マーケティング戦略」をベースに、「安定収益重視型営業」、「顧客の投資リターンを重視した営業」を推進してまいりました。

また、本年3月に次世代層のお客様向けの新ブランド「MONEQUE(マニーク)」を創設し、本年4月に本ブランドを掲げた新コンセプト店舗「マニーク東海店」を開業いたしました。

国内のアライアンス戦略として、これまで開業準備を進めてきました「ほくほくＴＴ証券株式会社」(出資比率：株式会社ほくほくフィナンシャルグループ60%、当社40%)は、東海東京証券株式会社の富山支店、金沢支店及び札幌支店並びに札幌法人課及び北陸地域の法人顧客における金融商品取引業を会社分割の方法により承継し、本年1月に営業を開始いたしました。

この他、株式会社栃木銀行との間で、当社の子会社である「宇都宮証券株式会社」の合併会社化の準備を進めてまいりましたが、本年4月に株式会社栃木銀行に「宇都宮証券株式会社」の株式を一部譲渡し、合併会社としての業務を開始いたしました(出資比率：株式会社栃木銀行60%、当社40%)。

また、9月に「エース証券株式会社」を関連会社とし、本年3月には保険代理店を全国展開する「株式会社E T E R N A L」を子会社としております。さらに、本年4月に「高木証券株式会社」の株券等を公開買付けの方法により子会社とするなど、更なる業容の拡大を図っております。

一方、海外においては、5月にファンド投資及び調査業務を行う「東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド」をシンガポールに設立いたしました。

従来より、当社は女性管理職比率の向上や、育児等と就業の「両立支援」と女性の「成長支援」の両輪で施策を展開する等、女性の活躍推進に積極的に取り組んでおりますが、本年3月には経済産業省「平成28年度 新・ダイバーシティ経営企業100選」に選出されました。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	委託手数料	15,149	28	1,357	2	16,538
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	550	333			883
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	1	42	10,437		10,481
	その他の受入手数料	82	14	4,520	1,746	6,363
	合計	15,784	419	16,315	1,748	34,267
当連結会計年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	委託手数料	12,194	26	708	0	12,930
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	360	378			738
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	4	107	6,804		6,916
	その他の受入手数料	77	17	3,812	2,441	6,349
	合計	12,635	529	11,326	2,442	26,934

当連結会計年度の受入手数料の合計は21.4%減少(前年同期増減率、以下(1)において同じ。)し269億34百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は11.2%増加し50億61百万株、株式委託売買金額は4.6%増加し3兆9,956億円となりましたが、個人投資家の対面取引による売買が減少したため、当社グループの株式委託手数料は19.5%減少し121億94百万円の計上となり、委託手数料全体では21.8%減少し129億30百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は新規公開に係る引受高の減少により34.5%減少し3億60百万円を計上いたしました。また、債券は13.4%増加し3億78百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では16.4%減少し7億38百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は投資信託の販売額の減少により34.8%減少し68億4百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では34.0%減少し69億16百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は15.6%減少し38億12百万円の計上となりましたが、ファンドラップの口座取扱い手数料の増加等から、その他の受入手数料全体では0.2%減少の63億49百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日		自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	
株券等トレーディング損益 (百万円)		11,691		13,779
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)		18,638		21,957
合計		30,329		35,737

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買の増加により17.9%増加し137億79百万円の利益の計上となりました。また、債券・為替等トレーディング損益は、仕組債を中心とした外国債券の売買や、国債を中心とした国内債券の売買等が好調に推移し17.8%増加し219億57百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は17.8%増加し357億37百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は8.3%減少し27億41百万円となり、金融費用は28.9%増加し16億84百万円となりました。差引の金融収支は37.2%減少し10億56百万円の利益の計上となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携合弁証券からの外債販売の取次ぎ量の減少に伴い支払手数料が減少したこと等から5.1%減少し111億87百万円となり、減価償却費は4.2%減少し17億70百万円となりました。一方、事務費は勘定系システムの一時的な事務委託費の増加等から8.0%増加し72億15百万円となり、人件費は1.8%増加し253億36百万円となり、不動産関係費は0.5%増加し60億71百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は1.1%増加し542億30百万円となりました。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、持分法による投資利益は116.9%増加し20億58百万円となり、受取配当金は13.2%増加し8億33百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は42.3%増加し39億35百万円を計上いたしました。また、営業外費用の合計は46.5%増加し1億63百万円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度の主な特別損益は、投資有価証券売却益11億89百万円、持分変動利益8億51百万円及び事業譲渡益8億50百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は3.2%減少し654億12百万円、純営業収益は3.8%減少し637億28百万円となり、営業利益は24.9%減少し94億97百万円、経常利益は13.3%減少し132億69百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は3.5%減少し119億90百万円を計上いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは29億44百万円の収入(前連結会計年度は123億2百万円の収入)となりました。これは税金等調整前当期純利益が161億95百万円の黒字となり、有価証券担保借入金が増加し、トレーディング商品(負債)が増加し、それぞれ収入となる一方で、有価証券担保貸付金が増加し、トレーディング商品(資産)が増加し、それぞれ支出となったことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは85億7百万円の支出(前連結会計年度は7億75百万円の支出)となりました。これは投資有価証券の売却による収入45億36百万円、固定資産の取得による支出13億54百万円、投資有価証券の取得による支出37億10百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出31億18百万円、関係会社株式の取得による支出49億47百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは358億64百万円の収入(前連結会計年度は218億29百万円の支出)となりました。これは長期借入れによる収入429億円、配当金の支払による支出68億34百万円などによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は299億3百万円増加し、当連結会計年度末の残高は720億43百万円となりました。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額410億円(平成29年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	255,620	289,264
	株券 (百万円)	17,797	21,124
	債券 (百万円)	208,886	231,133
	受益証券 (百万円)	28,936	37,006
	デリバティブ取引 (百万円)	3,613	3,230
合計 (百万円)		259,234	292,495
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	129,790	185,261
	株券 (百万円)	17,708	19,450
	債券 (百万円)	112,061	165,764
	受益証券 (百万円)	19	47
	デリバティブ取引 (百万円)	7,321	7,192
合計 (百万円)		137,111	192,454

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

なお、「第2 事業の状況」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループでは、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」をスタートさせ、過去5年に渡り、以下の5つの戦略、Community & the Middle(戦略的地域・顧客への特化)、Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)、Expertise(専門的ノウハウ)、Humanity(人間味溢れる企業)、Risk Management(危機対応力の強化)について、様々な施策に取り組んでまいりました。

Community & the Middleにつきましては、富裕層のお客様向け新ブランド「Orque d'or(オルクドール)」の立上げを通じて富裕層ビジネスの会員基盤拡大を図り、資産形成層のお客様向けには、保険・銀行・証券のワンストップサービスを手掛ける店舗「MONEQUE(マニーク)」をスタートさせました。

Alliance & Platformにつきましては、有力地方銀行との提携合弁証券会社として、新たに、池田泉州TT証券株式会社、ほくほくTT証券株式会社を設立・開業した他、当社子会社であった宇都宮証券株式会社を株式会社栃木銀行との間で提携合弁証券会社として再スタートいたしました。また、当社から商品・サービスを提供するプラットフォームビジネスの対象先証券会社も飛躍的に拡大いたしました。更に、当社グループの顧客基盤拡大の観点から、エース証券株式会社へ出資し関連会社とし、同じく高木証券株式会社を買収し子会社化いたしました。また、次世代層エントリー商品としての保険機能を充実させるため、保険乗合代理店を運営する株式会社ETERNALを買収いたしました。

Expertise、Humanity、Risk Managementにつきましては、人事制度の改定、ダイバーシティの推進、コーポレート・ガバナンス体制等、大きく進展させることが出来ました。

こうした成果が上がる一方、顧客セグメント毎に当社の特徴を打ち出す訴求方法を更に深堀りしていくことや「MONEQUE(マニーク)」を通じた次世代のお客様の拡大とビジネスモデルの確立、提携合弁証券会社やプラットフォームビジネス対象先証券会社へ提供する商品・サービスの更なる拡充や営業店から本社組織に至るまでの組織運営の生産性向上等に課題があることを認識しております。

こうした前経営計画「Ambitious 5」の成果と課題を踏まえる一方、高齢化の一層の進展により国内で保有される金融資産が数年後には減少に転ずると予想されること、顧客本位の業務運営の徹底(フィデューシャリー・デューティ)や働き方改革などの社会的要請、更にインターネット取引やFintech、AIなどのデジタル金融サービスの浸透などの経営環境の大きな変化も勘案し、当社グループは、次の5年間の新しい経営計画として「New Age's, Flag Bearer 5(ニューエイジズ フラッグベアラー ファイブ) ~ 新時代の旗手 ~」を策定し、平成29年4月よりスタートさせました。

新経営計画では、前経営計画で成果が上がった戦略の基本路線は維持し拡大しながら、5年後には独自のビジネスモデルを構築した「総合金融グループ」に進化を遂げ、お客様に選ばれる金融グループとなり、金融業界における新時代の旗手になることを目指してまいります。

この目的達成に向け、前経営計画で実行したプロジェクトの成果を確実にしつつ、当社グループの独自性を追求し、他社に真似できないビジネスモデルを確立し、グループ内に展開していくことを目指す「更なる経営基盤の強化と成長」と、当社グループが次のステージへ成長するための機能を確保する「戦略テーマの追求」の大きく2つの戦略を推進してまいります。

「更なる経営基盤の強化と成長」では、以下の6つのテーマに沿って施策を展開いたします。

まず、リテール顧客のセグメント別戦略の独自性を追求してまいります。富裕層のお客様向けには、「Orque d'or(オルクドール)」の機能・サービスの一層の充実による中部地域における顧客基盤の拡大と、首都圏を始めとする大都市圏への展開を進めてまいります。

一方、成熟層のお客様向けには、財産診断サービスを活用した顧客ニーズへの的確な対応、ライフイベントに応じた最適なサービスの導入、リスク選好度の高い既存顧客の集約化と専門家対応による取引活性化、中堅企業オーナーを対象とした法人営業・リテール営業の一体的な営業体制、職域営業の充実を図ります。

若年層主体の資産形成層のお客様に対しては、保険をエントリー商品として、銀行、証券の機能を併せ持つ「MONEQUE(マニーク)」店舗を展開し、将来の潜在顧客の基盤拡大を図ります。

次に、「Ambitious 5」でも実績の上がっている地方債等の引受を土台として、法人営業、企業金融、マーケットの3部門の連携を強化し、併せてグローバルマーケットを対象とした商品ラインアップの充実を図る「法人トライラテラルとグローバルマーケットでの業務拡大」を推進いたします。

これらの施策の実施により、顧客本位の業務運営の徹底を推進し、当社グループ内におけるビジネスモデルとしての確立を目指します。

更に、現在当社グループから提携合併証券会社や同業他証券へ提供している事務・システム、教育、情報、商品、ネット、信託などのプラットフォームサービスは、M&A機能や当社グループ内で確立されたマーケティングスタイル等も融合させ、「グレートプラットフォーム」モデルとして、一段上のサービスへの進化を図ります。

また、全社的な生産性向上の観点から、限られた経営資源を効率的に投入し、最大の成果を得るために「生産性革命」を推進します。

まず、組織運営の生産性向上のための、社内ルールや会議体の運営方法の見直し、生産性向上に資するインフラの導入を実施します。

リテール営業の推進においても、基幹店とサテライト店の店舗形態の転換と営業人員の配置の見直し、営業スタイルの変更や顧客セグメント別の独自の営業手法導入による生産性向上を図ります。

人事制度面では、ダイバーシティ推進によるシニアや女性の一層の活用を図る一方、社員の専門性を追求し評価出来る処遇体系の見直しなどを推進し、社員が従来以上に働きがいを感じられ、結果として働き方改革に資する制度を目指します。

また、買収先・出資先などとも、今後システムなどインフラの一体化を推進し、グループとしての効率化と生産性向上を図り、グループとしてのシナジー効果創出に努めてまいります。

組織管理と防衛ラインの充実の観点からは、昨年導入した「監査等委員会設置会社」における取締役会機能の更なる深化や、当社グループ内組織における業務運営部門、リスク・コンプライアンス所管部門、内部監査所管部署の3段階の防衛ラインの役割明確化による組織管理の充実化を図ってまいります。

以上の施策を追求するうえで、顧客セグメント別戦略の独自性追求に不可欠な専門性の向上や、専門スキルを持つ人財とスキルセットの把握、専門性を評価・処遇できる人事制度の見直しを通じて、社員個人を支える「働き方改革」の実現と、専門性の追求との両立を図ることで、「人間性」と「専門性」の追求を実現してまいります。

次のステージを目指す「戦略テーマの追求」では、グレートプラットフォームの機能プラットフォームを充実させるため、グループ商品組成力の向上のための「資産運用機能」や、次世代顧客との接点を確保する「年金・保険機能」、融資・決済機能を含む「銀行機能」の確保を進めてまいります。

また、グループ顧客基盤拡大を図る観点から、引き続き「同業他社M&A」を推進する他、将来有望となるアジア金融市場へのアクセスを可能とする海外金融機関との連携を目指す「海外戦略」を追求いたします。

更に、独自の顧客セグメント別マーケティングスタイルの展開により、中部以外の「大都市圏」マーケットの開拓を目指してまいります。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為((3)において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、下記(2)の企業価値の源泉を維持するとともに、前述の経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記(1)のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、前述の経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上を図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

なお、詳細につきましては、「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続きに従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用していません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとし、

- (4) 本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと(独立性の高い社外者の判断を重視していること)

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの経営成績及び財政状態の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事業等のリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられる可能性により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは、グループ顧客基盤拡大を図る観点から買収や資本提携により業容の拡大を図ってまいりました。買収や資本提携を成功に導くには、事業の効率的な統合等が必要となります。買収・資本提携した事業が、当社の予想通りの収益を計上できない可能性もあります。当社グループが当初期待した成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収や資本提携後に発見された場合には、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値の見積価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当連結会計年度の営業収益は、前年度比3.2%減少し654億12百万円、金融費用を差し引いた純営業収益は前年度比3.8%減少し637億28百万円となりました。純営業収益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は前年度比24.9%減少し94億97百万円に、経常利益は前年度比13.3%減少し132億69百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比3.5%減少し119億90百万円となりました。また、1株当たり当期純利益は45円73銭(前年同期は46円92銭)、自己資本利益率は7.8%(前年同期は8.1%)となりました。

営業収益

受入手数料は、前年度比21.4%減少し269億34百万円となり、商品別の受入手数料は株券が前年度比19.9%減少し126億35百万円、債券が前年度比26.4%増加し5億29百万円、受益証券が前年度比30.6%減少し113億26百万円、その他が前年度比39.7%増加し24億42百万円となりました。株券では、東証1部の1日当たり平均売買代金が前年度比11.8%減少し2兆5,424億円となり、東海東京証券株式会社の株式委託売買代金は前年度比4.6%増加し3兆9,956億円となりましたが、個人投資家の対面取引による売買が減少したため株式委託手数料は前年度比19.5%減少し121億94百万円となりました。受益証券では、投資信託の販売額が減少したため、受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は前年度比34.8%減少し68億4百万円となりました。

トレーディング損益は、前年度比17.8%増加し357億37百万円の利益を計上いたしました。株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買が増加したことにより前年度比17.9%増加し137億79百万円の利益を計上いたしました。債券・為替等のトレーディング損益は、仕組債や国債の売買が好調に推移したことにより前年度比17.8%増加し219億57百万円の利益を計上いたしました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前年度比1.1%増加し542億30百万円となりました。これは主に、取引関係費が提携合弁証券からの外債販売の取次ぎ量の減少に伴い支払手数料が減少したこと等により前年度比5.1%減少し111億87百万円となる一方で、事務費が勘定系システムの一時的な事務委託費の増加等から前年度比8.0%増加し72億15百万円となったこと等によるものです。

その他

営業外収益では、持分法による投資利益は前年度比116.9%増加し20億58百万円となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益11億89百万円、持分変動利益8億51百万円、事業譲渡益8億50百万円を計上しております。

(3) 財政状態

資産の部では、流動資産のうち現金及び預金が前年度末比274億79百万円増加し726億83百万円に、預託金が前年度末比87億94百万円増加し375億6百万円に、トレーディング商品が前年度末比332億60百万円増加し2,924億95百万円に、信用取引資産が前年度末比32億35百万円増加し446億10百万円に、有価証券担保貸付金が前年度末比809億49百万円増加し2,149億92百万円に、短期差入保証金が前年度末比72億98百万円増加し189億95百万円となりました。また、固定資産のうち投資有価証券が前年度末比89億83百万円増加し340億54百万円となりました。

負債の部では、流動負債のうちトレーディング商品が前年度末比553億42百万円増加し1,924億54百万円に、信用取引負債が前年度末比34億24百万円増加し91億32百万円に、有価証券担保借入金が前年度末比626億25百万円増加し1,311億64百万円に、預り金が前年度末比140億73百万円増加し329億25百万円となる一方、約定見返勘定が前年度末比77億21百万円減少し75億40百万円に、受入保証金が前年度末比22億45百万円減少し83億60百万円に、1年内償還予定の社債が前年度末比48億11百万円減少し310億44百万円となりました。

また、固定負債のうち社債が前年度末比70億33百万円増加し89億83百万円に、長期借入金が前年度末比420億31百万円増加し617億31百万円となりました。

純資産の部では、利益剰余金が前年度末比51億55百万円増加し906億93百万円となる一方で、取締役会決議による自己株式取得を行ったことなどにより自己株式が前年度末比11億81百万円増加(純資産は減少)し75億72百万円に、その他有価証券評価差額金が前年度末比5億86百万円減少し14億39百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の総資産は前年度末比1,733億86百万円増加し7,419億35百万円に、負債合計は前年度末比1,713億61百万円増加し5,847億6百万円となり、純資産合計は前年度末比20億25百万円増加し1,572億29百万円となりました。また、当連結会計年度末の自己資本比率は20.9%(前年度末は26.9%)となり、1株当たり純資産額は593円47銭(前年度末は580円16銭)となりました。

(4) 流動性及び資金の源泉

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の123億2百万円のキャッシュの収入に対して29億44百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益、トレーディング商品(負債)、有価証券担保借入金、預り金がそれぞれ収入となる一方で、顧客分別金信託、トレーディング商品(資産)、有価証券担保貸付金がそれぞれ支出となったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の7億75百万円のキャッシュの支出に対して85億7百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入があった一方で、投資有価証券の新規取得、子会社株式の取得及び関連会社株式の取得による支出があったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度が218億29百万円のキャッシュの支出に対して358億64百万円の収入となりました。これは主に、長期借入金残高が増加し収入となった一方で、配当金の支払及び自己株式の取得により支出があったことによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は299億3百万円増加し、当連結会計年度末の残高は720億43百万円となりました。

資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関係費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

なお、当社グループは金融機関との間に、総額410億円(平成29年3月31日現在)のコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況」の「3 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況」の「2 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア599百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(提出会社)

平成29年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	5			2	7	115	賃借 (注)2
別館	名古屋市 中村区	412				412		賃借

(国内子会社)

平成29年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	177			2,055	2,232	160	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	12				12	51	賃借
東京本部	東京都 中央区	146				146	194	賃借
東京本部別館	東京都 中央区	114				114	329	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	18				18	46	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	29				29	86	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	8				8	68	賃借
全店計		1,513	3,442	8,021.67	2,055	7,010	1,923	
宇都宮証券株式会社	栃木県 宇都宮市他	103	240	2,166.74	24	367	71	保有・ 賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 東海東京証券株式会社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

4 平成29年4月に宇都宮証券株式会社は子会社から関連会社に変更になっております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

なお、「第3 設備の状況」に記載の金額については、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

平成24年6月27日定時株主総会決議、平成24年8月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	120(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000(注)1	120,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり274(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328 資本組入額 164(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、自己都合による退職には契約更新の条件が折り合わず契約期間満了になる退職を含む。)
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の権利行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第5回新株予約権

平成25年6月27日定時株主総会決議、平成25年8月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	947(注)1	947(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	947,000(注)1	947,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり794(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成27年10月1日 ～平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 946 資本組入額 473(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
- ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
- ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
- ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
- 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
- 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
- 吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。))の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第6回新株予約権

平成26年6月27日定時株主総会決議、平成26年8月25日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,064(注)1	1,064(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,064,000(注)1	1,064,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり816(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日 ～平成31年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 978 資本組入額 489(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。))の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第7回新株予約権

平成27年6月26日定時株主総会決議、平成27年8月24日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,060(注)1	1,060(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,060,000(注)1	1,060,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり923(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日 ～平成32年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,022 資本組入額 511(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

- 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第8回新株予約権

平成28年6月29日定時株主総会決議、平成28年8月22日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,136(注)1	1,136(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,136,000(注)1	1,136,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり542(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日 ～平成35年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 656 資本組入額 328(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
 - イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。
- 5 新株予約権の取得事由
吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月29日	5,000,000	280,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却(平成21年12月21日取締役会決議)による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		61	46	423	230	27	29,073	29,860	
所有株式数 (単元)		1,124,858	66,427	305,062	532,322	172	774,978	2,803,819	200,215
所有株式数 の割合(%)		40.12	2.37	10.88	18.99	0.01	27.64	100.00	

(注) 1 自己株式18,878,456株は「個人その他」に188,784単元、「単元未満株式の状況」に56株を含めて記載しております。

なお、自己株式18,878,456株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成29年3月31日現在の実保有残高は18,877,456株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	13,987,500	4.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	10,783,798	3.84
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	10,635,000	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	9,485,500	3.38
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	4,158,800	1.48
計		82,899,894	29.55

(注) 1 上記のほか、当社が保有しております自己株式18,877,456株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.73%)があります。

- 2 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成28年12月22日付(報告義務発生日 平成28年12月15日)で関東財務局長に提出されておりますが、当事業年度末において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	6,310,900	2.25
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	6,192,414	2.21
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グレシャム・ストリート31	5,208,500	1.86
シュローダー・インベストメント・マネージメント(ホンコン)リミテッド	香港 クイーンズウェイ 88、ツォー・パシフィック・プレイス 33階	488,600	0.17

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,877,400		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,504,500	2,615,045	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 200,215		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,615,045	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が56株含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 - 6 - 2	18,877,400		18,877,400	6.73
計		18,877,400		18,877,400	6.73

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第100期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第4回新株予約権(平成24年8月27日取締役会決議)

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事22名、従業員146名、合計194名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第101期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成25年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第5回新株予約権(平成25年8月26日取締役会決議)

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事23名、従業員151名、合計200名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第102期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成26年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第6回新株予約権(平成26年8月25日取締役会決議)

決議年月日	平成26年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与39名、従業員181名及び当社子会社の取締役2名、合計225名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第103期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の社外取締役を除く取締役・使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第7回新株予約権(平成27年8月24日取締役会決議)

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第104期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成28年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

第8回新株予約権(平成28年8月22日取締役会決議)

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第105期定時株主総会における決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成29年6月29日開催の定時株主総会において決議されております。

決議年月日	平成29年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	上限1,400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から5年間
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
 - イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。
- 4 新株予約権の取得事由
吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約(会社分割契約及び株式移転計画等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 5 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注) 4 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条 3号及び会社法第155条 7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第 3号に基づく普通株式の取得

平成28年 2月22日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年 2月22日)での決議状況 (取得期間平成28年 2月23日～平成28年12月30日)	10,000,000	5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	3,476,000	1,692,623,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,524,000	3,307,377,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	65.2	66.1
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	65.2	66.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第 7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,888	1,056,859
当期間における取得自己株式	184	103,781

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年 6月 1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	1,200,000	1,200,000		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他	107,000	33,791,818		
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した 取得自己株式)	(107,000)	(33,791,818)	()	()
(単元未満株式の買増請求により 譲渡した取得自己株式)	()	()	()	()
保有自己株式数	18,877,456		18,877,640	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき、普通配当14円とし、中間配当金12円と合わせて26円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は56.9%、連結純資産配当率は4.4%、また、当事業年度の配当性向は82.8%、株主資本配当率は6.2%となりました。

なお、今後の配当政策といたしましても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映したものといたす所存であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月28日取締役会決議	3,140	12.00
平成29年6月29日定時株主総会決議	3,663	14.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	708	1,087	992	993	678
最低(円)	235	597	623	478	406

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	535	605	678	658	666	673
最低(円)	478	481	592	604	609	579

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状況】

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 取締役社長	最高経営 責任者	石 田 建 昭	昭和21年1月2日生	昭和43年4月 株式会社東海銀行入行 平成4年4月 欧州東海銀行頭取 平成6年6月 株式会社東海銀行取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成10年6月 東海投信投資顧問株式会社取締役社長 平成13年4月 欧州東海銀行会長 平成14年4月 U F J インターナショナル会長 平成15年4月 同社社長 平成16年5月 当社顧問 平成16年6月 当社代表取締役副社長 平成17年3月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者(現任) 平成21年4月 東海東京証券株式会社代表取締役会長 最高経営責任者(現任)	(注)3	358,900
代表取締役 取締役副社長	CEO補佐	前 園 浩	昭和35年4月27日生	昭和59年4月 株式会社東海銀行入行 平成19年4月 当社戦略企画部長 平成22年4月 当社執行役員 戦略事業グループ長兼戦略企画部長 平成23年5月 東海東京証券株式会社執行役員 コーポレート・プロダクツ部門副担当 平成25年1月 同社執行役員 リスク管理本部長 平成25年4月 同社常務執行役員 リスク管理本部長 平成26年4月 同社常務執行役員 企画・管理本部長(内部管理統括責任者) 平成27年4月 当社常務執行役員 特命担当 平成27年10月 当社常務執行役員 戦略企画グループ副担任 平成28年4月 当社専務執行役員 総合企画グループ担任 平成29年4月 当社副社長 CEO補佐兼情報・商品戦略グループ担任 平成29年5月 当社副社長 CEO補佐 平成29年6月 当社代表取締役副社長 CEO補佐(現任) 平成29年6月 東海東京証券株式会社取締役(現任)	(注)3	39,200
取締役		早 川 敏 之	昭和31年4月1日生	昭和53年4月 株式会社東海銀行入行 平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行名古屋駅前支社長 平成19年9月 当社執行役員 平成20年4月 当社常務執行役員 平成21年4月 東海東京証券株式会社常務執行役員 コーポレート・ソリューション部門担当 平成22年4月 同社常務執行役員 トヨタ事業本部副本部長 平成23年5月 同社常務執行役員 本店営業本部長 平成24年4月 浜銀T T証券株式会社代表取締役副社長 平成26年4月 当社専務執行役員 戦略事業グループ担任 平成27年4月 東海東京証券株式会社代表取締役社長 最高執行責任者(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注)3	61,600
取締役	取締役会 議長	水 野 一 郎	昭和19年3月10日生	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成3年5月 同社企業情報部長 平成5年10月 同社為替部長 平成7年5月 三菱コーポレーション・ファイナンス・ピーエルシー(ロンドン)社長 平成9年6月 三菱商事株式会社財務部長 平成13年6月 同社執行役員 新機能事業グループCFO 平成15年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成15年6月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 平成18年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員(CFO) 平成22年6月 東海東京証券株式会社取締役 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役		説 田 公 人	昭和35年 3月13日生	昭和58年 4月 平成10年 1月 平成15年 1月 平成16年 1月 平成19年 1月 平成23年 1月 平成25年 6月 平成25年 6月 平成25年 6月 平成29年 4月 平成29年 6月	トヨタ自動車株式会社入社 同社経理部主幹 同社東京秘書部主査 トヨタパーソナルサポート株式会社取締役 米国トヨタ自動車販売株式会社出向 トヨタ自動車株式会社総務部長 トヨタファイナンス株式会社監査役 トヨタファイナンシャルサービス株式会社執行役員 当社取締役(現任) 株式会社トヨタアカウンティングサービス顧問 同社代表取締役社長(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)		岡 島 眞 人	昭和34年 5月26日生	昭和58年 4月 平成15年 2月 平成21年 4月 平成22年 4月 平成23年 5月 平成25年 4月 平成25年10月 平成25年11月 平成27年 4月 平成27年 6月 平成27年 6月 平成28年 6月	東京証券株式会社(現当社)入社 当社財務部長 当社財務企画部長兼東海東京証券株式会社財務部長 当社執行役員 総合企画グループ長兼財務企画部長 当社執行役員 総合企画グループ副担任 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 東海東京証券株式会社常務執行役員 オペレーション本部長兼資金部長 同社常務執行役員 オペレーション本部長 当社常務執行役員 当社常勤監査役 東海東京証券株式会社監査役 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	35,800
取締役 (監査等委員)		安 田 三 洋	昭和24年 1月11日生	昭和52年 4月 昭和62年 1月 平成17年 5月 平成19年 7月 平成27年 3月 平成27年 6月 平成28年 6月	弁護士登録 三井安田法律事務所パートナー 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズパートナー 西村あさひ法律事務所パートナー 丸の内国際法律事務所顧問(現任) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	22,000
取締役 (監査等委員)		井 上 恵 介	昭和24年 8月6日生	昭和48年 4月 平成11年 7月 平成13年10月 平成14年 4月 平成14年 6月 平成14年12月 平成19年 7月 平成21年 4月 平成21年 6月 平成24年 4月 平成25年 7月 平成28年 4月 平成28年 6月	住友生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役嘱常務執行役員 住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長兼CEO 三井住友アセットマネジメント株式会社代表取締役社長兼CEO 住友生命保険相互会社代表取締役専務執行役員 三井生命保険株式会社副社長執行役員 同社取締役副社長執行役員 住友生命保険相互会社常任顧問 麻布経済研究所代表(現任) 当社非常勤顧問 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)		乾 文 男	昭和22年10月7日生	昭和45年4月 大蔵省入省 昭和62年1月 在カナダ日本国大使館参事官 平成3年6月 主計局主計官 平成6年7月 理財局総務課長 平成7年5月 内閣総理大臣秘書官 平成8年1月 関東信越国税局長 平成9年7月 国税庁課税部長 平成10年6月 金融監督庁監督部長 平成13年1月 金融庁総務企画局長 平成13年7月 日本政策投資銀行理事 平成20年6月 一般社団法人投資信託協会副会長 平成27年6月 一般社団法人金融財政事情研究会会長(現任) 平成27年7月 東京海上日動火災保険株式会社顧問(現任) 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	
計						517,500

- (注) 1 水野一郎及び説田公人は、社外取締役であります。
- 2 安田三洋、井上恵介及び乾文男の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 岡島真人、安田三洋及び井上恵介の3氏の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 乾文男の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性55名 女性4名(役員のうち女性の比率6.8%)であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めております。

<コーポレートガバナンス基本方針>

- 1 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。
- 2 当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 3 当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。
- 4 当社は、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果断な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。
- 5 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

当社は、監査等委員である取締役が、適法性監査に加え、妥当性監査を行うことによる監査・監督機能の強化、また、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による意思決定の迅速化及び取締役会における議論の深化を目的に、平成28年6月29日に開催された第104期定時株主総会をもって、「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

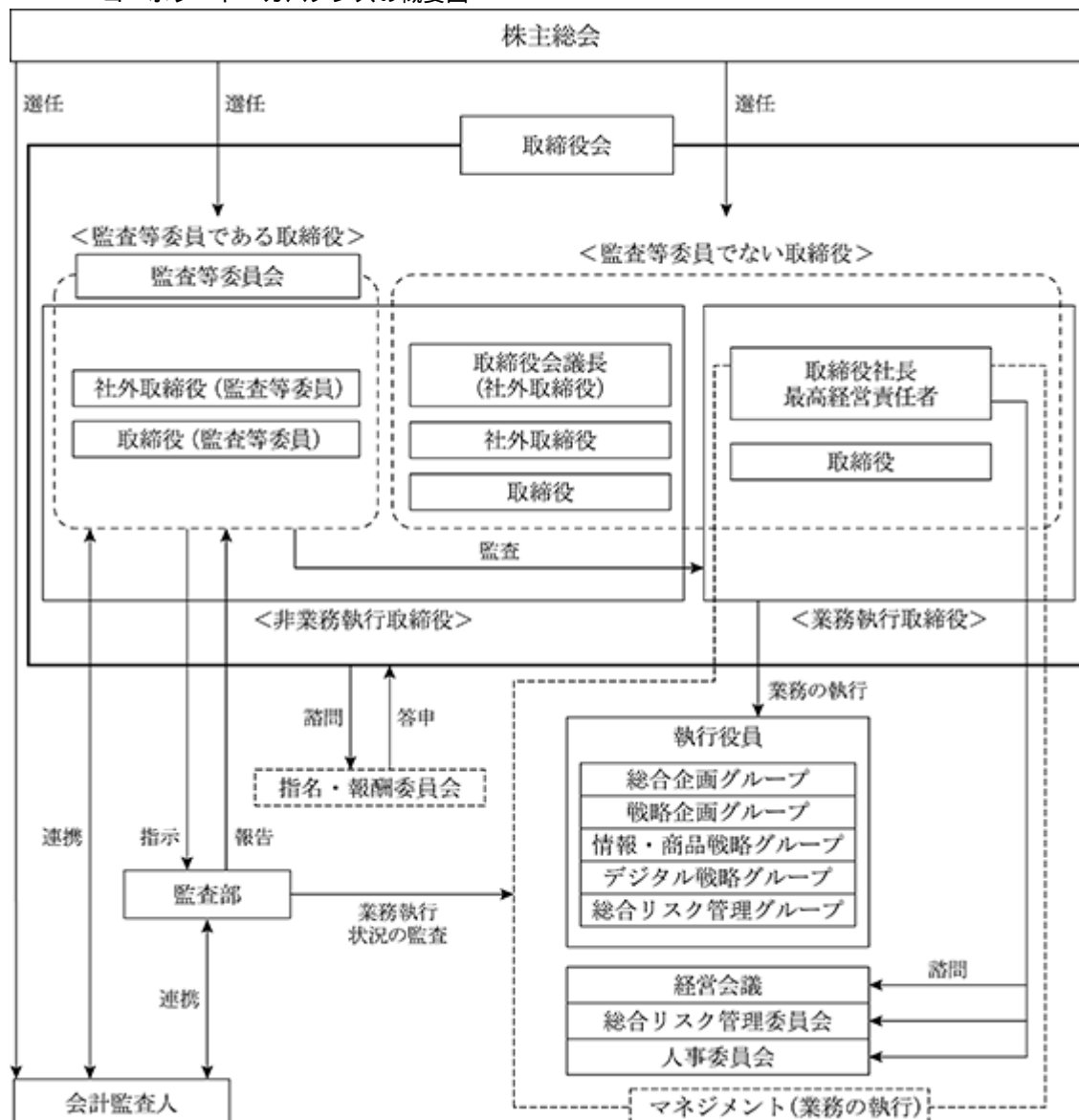
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名(うち監査等委員である取締役3名)及び社内取締役4名(うち監査等委員である取締役1名)の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査等委員会は、社内取締役1名、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は最高経営責任者及びその指名する取締役・執行役員で構成する機関として、会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、コンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの概要図>



内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社における取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役（「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」）で構成する。
 - ・取締役会は、当社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
 - ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、コンプライアンスに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。また、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う組織として監査等委員会の配下に監査部を設置する。各組織は、把握したコンプライアンス実施状況を、取締役会又は監査等委員会に報告する。
 - ・違法行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした社内通報制度（グループ・コンプライアンス・ホットライン）を整備し、その実効性の確保に努める。
 - ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・各種社内規程に基づき、次に掲げる文書(電磁的記録を含むものとする。)を関連資料とともに、保存及び管理し、必要に応じて取締役及び監査等委員の閲覧可能な体制を整備する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 監査等委員会議事録
 - 経営会議議事録
 - 重要な職務執行及び決裁に係る情報(稟議書・契約書等)
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社並びに子会社全体のリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の明確化に努める。
 - ・総合リスク管理委員会を設置して各部署ごとのリスク管理の状況を把握・管理し、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行機能を強化するために執行役員制度を導入する。
 - ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、最高経営責任者及びその指名する取締役並びに執行役員からなる経営会議を設置する。
 - ・取締役会規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備する。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び子会社における内部統制システムの構築を目指し、これらの緊密な連携のもと、必要な子会社への指導・支援を実施する。
 - ・子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、経営及び財務事項の管理を実施して、コンプライアンス体制、リスク管理体制の整備を指導するとともに、内部監査規程に基づき、社内検査及び子会社監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ・子会社に対して、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役会に報告させる。
- f 監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、「補助使用人等」という。)として、適切な人材を選任する。
 - ・補助使用人等の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見を尊重する等、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性の確保に留意する。
 - ・補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役は、法定の事項、及び内部監査の結果、並びに社内通報制度の通報の状況について、定期的又は臨時に、監査等委員又は監査等委員会へ報告する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、それぞれ報告を受ける。
 - ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- h その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・最高経営責任者及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
 - ・監査等委員が法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

i 財務報告に係る内部統制

- ・当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備し、運用する。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティー体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の状況

内部監査

内部監査につきましては、監査部(3名。その他、東海東京証券株式会社に勤務する従業員9名が当社監査部を兼務しております。)が社内監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会は取締役会に報告しております。監査部を執行組織から分離し、監査等委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。

監査等委員会監査

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。また、当社は、監査部に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社において相当の期間、経理・財務関連業務等に従事し、財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

会計監査

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名、並びに監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

a 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 鈴木晴久(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 青木裕晃(有限責任監査法人トーマツ)

指定有限責任社員 神野敦生(有限責任監査法人トーマツ)

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

b 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名

その他 23名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

内部監査、監査等委員監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

a 内部監査と監査等委員会監査の連携状況

内部監査を行う監査部は、内部監査機能強化のため従来より執行組織から分離されており、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。監査等委員会は、監査部に対し監査命令及び監査結果等についての報告聴取を行い、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出しております。

b 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

c 監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

d 内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

社外取締役

社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である水野一郎及び説田公人、並びに監査等委員である社外取締役である安田三洋、井上恵介及び乾文男の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門的見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的关系がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が保有する当社株式につきましては、「5 役員の状況」に記載のとおりです。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (百万円)	ストック・ オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)	
取締役(監査等委員を 除く。) (社外取締役を除く。)	161	110	4	46		2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	15	15				1
監査役 (社外監査役を除く。)	5	5				2
社外役員	61	61				7

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額			
				基本報酬 (百万円)	ストック・オプション (百万円)	賞与 (百万円)	退職慰労金 (百万円)
石田 建昭	110	取締役	提出会社	61	2	28	
		取締役	東海東京証券株式会社	11		6	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について取締役会並びに監査等委員会に対して答申を行っております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	132銘柄
貸借対照表計上額の合計額	9,978百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
国泰君安国際控股有限公司	72,000,000	2,845	取引関係の強化を図るため
K & N ケナンガ・ホールディングス	36,514,799	554	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	440	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	362	取引関係の強化を図るため
株式会社日本取引所グループ	209,500	361	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	342	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	299	取引関係の強化を図るため
株式会社御園座	805,000	277	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	1,000,000	266	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	1,340,000	259	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	243	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	191	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	461,000	170	取引関係の強化を図るため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	512,000	168	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	160	取引関係の強化を図るため
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	50,000	130	取引関係の強化を図るため
株式会社ATグループ	38,000	88	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	77	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	5,000	34	取引関係の強化を図るため
MS & AD インシュアランス グループホールディングス株式会社	9,500	29	取引関係の強化を図るため

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業株式会社	300,000	1,429	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三菱UFJリース株式会社	2,420,000	1,195	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
トヨタ自動車株式会社	141,700	843	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,200,500	395	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社マキタ	50,000	349	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社サンゲツ	95,400	194	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
日本証券金融株式会社	299,500	135	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
スズキ株式会社	39,000	117	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部鋼板株式会社	101,000	50	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部証券金融株式会社	21,000	41	退職給付信託(議決権行使の指図権限)

(注) みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
国泰君安証券股分有限公司	4,905,400	1,133	取引関係の強化を図るため
国泰君安国際控股有限公司	24,000,000	873	取引関係の強化を図るため
Kenang Investment Bank Berhad	36,514,799	532	取引関係の強化を図るため
株式会社山口フィナンシャルグループ	431,000	520	取引関係の強化を図るため
株式会社御園座	805,000	454	取引関係の強化を図るため
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	574,000	401	取引関係の強化を図るため
名古屋鉄道株式会社	690,000	345	取引関係の強化を図るため
カネ美食品株式会社	100,000	336	取引関係の強化を図るため
株式会社愛知銀行	51,600	319	取引関係の強化を図るため
株式会社中京銀行	134,000	314	取引関係の強化を図るため
東亜建設工業株式会社	100,000	201	取引関係の強化を図るため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	51,200	197	取引関係の強化を図るため
ゼリア新薬工業株式会社	110,000	188	取引関係の強化を図るため
株式会社大垣共立銀行	564,000	186	取引関係の強化を図るため
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	50,000	166	取引関係の強化を図るため
株式会社ATグループ	38,000	100	取引関係の強化を図るため
株式会社名古屋銀行	23,000	92	取引関係の強化を図るため
名糖産業株式会社	59,300	87	取引関係の強化を図るため
岡谷鋼機株式会社	5,000	39	取引関係の強化を図るため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	9,500	33	取引関係の強化を図るため

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱UFJリース株式会社	2,420,000	1,343	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
トヨタ自動車株式会社	141,700	856	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
小野薬品工業株式会社	300,000	691	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	120,000	463	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社マキタ	100,000	390	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
スズキ株式会社	39,000	180	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
株式会社サンゲツ	95,400	177	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
日本証券金融株式会社	299,500	177	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部鋼板株式会社	101,000	65	退職給付信託(議決権行使の指図権限)
中部証券金融株式会社	21,000	54	退職給付信託(議決権行使の指図権限)

(注) みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	受取配当金 の合計額 (百万円)	売却損益 の合計額 (百万円)	評価損益 の合計額 (百万円)
非上場株式	0	0			0
非上場株式以外の株式					

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	23	2	23	8
連結子会社	34	14	37	5
計	57	16	61	13

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ及び東海東京シンガポールについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに325千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに12千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに35千シンガポールドルの監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ、東海東京シンガポール及び東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドについては、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属している公認会計士等に財務諸表の監査を受けており、当連結会計年度において東海東京証券香港は、Deloitte Touche Tohmatsuに355千香港ドルを、東海東京証券ヨーロッパは、Deloitte LLPに17千英ポンドを、東海東京シンガポールは、Deloitte & Touche LLPに36千シンガポールドルを、東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドは、Deloitte & Touche LLPに26千シンガポールドルの監査報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務について対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務及び取締役会の実効性分析・評価推進に関する助言業務について対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び第105期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 45,204	2 72,683
預託金	28,711	37,506
顧客分別金信託	27,905	36,900
その他の預託金	806	606
トレーディング商品	2 259,234	2 292,495
商品有価証券等	255,620	289,264
デリバティブ取引	3,613	3,230
信用取引資産	41,375	44,610
信用取引貸付金	31,714	31,880
信用取引借証券担保金	9,660	12,730
有価証券担保貸付金	134,042	214,992
借入有価証券担保金	134,042	214,992
立替金	76	1,252
短期差入保証金	11,696	2 18,995
短期貸付金	115	156
有価証券	-	0
未収収益	1,944	1,725
繰延税金資産	208	1,254
その他	2,680	2,912
貸倒引当金	31	32
流動資産合計	525,258	688,551
固定資産		
有形固定資産	1、 2 10,203	1 8,561
建物	3,031	2,887
器具備品	2,246	2,011
土地	4,925	3,663
無形固定資産	2,426	5,196
のれん	-	2,804
ソフトウェア	2,283	2,262
電話加入権	142	129
投資その他の資産	30,660	39,627
投資有価証券	2、 5 25,071	2、 5 34,054
長期差入保証金	2,089	2,416
退職給付に係る資産	2,697	2,317
その他	2,138	1,244
貸倒引当金	1,335	405
固定資産合計	43,290	53,384
資産合計	568,548	741,935

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	137,111	192,454
商品有価証券等	129,790	185,261
デリバティブ取引	7,321	7,192
約定見返勘定	15,261	7,540
信用取引負債	5,708	9,132
信用取引借入金	2 3,733	2 6,182
信用取引貸証券受入金	1,975	2,950
有価証券担保借入金	68,538	131,164
有価証券貸借取引受入金	2 68,538	2 131,164
預り金	18,852	32,925
受入保証金	10,605	8,360
短期借入金	2 81,052	2 80,488
短期社債	9,800	9,300
1年内償還予定の社債	35,855	31,044
未払法人税等	533	1,860
賞与引当金	1,721	2,244
役員賞与引当金	41	46
その他	3,575	3,836
流動負債合計	388,658	510,399
固定負債		
社債	1,950	8,983
長期借入金	2 19,700	2 61,731
繰延税金負債	470	1,241
役員退職慰労引当金	83	103
退職給付に係る負債	465	458
その他	1,576	1,338
固定負債合計	24,245	73,857
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	440	449
特別法上の準備金合計	4 440	4 449
負債合計	413,344	584,706

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,473	33,016
利益剰余金	85,537	90,693
自己株式	6,390	7,572
株主資本合計	148,619	152,137
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,026	1,439
為替換算調整勘定	10	251
退職給付に係る調整累計額	2,454	1,986
その他の包括利益累計額合計	4,469	3,175
新株予約権	327	443
非支配株主持分	1,787	1,472
純資産合計	155,204	157,229
負債純資産合計	568,548	741,935

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
受入手数料	34,267	26,934
委託手数料	16,538	12,930
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	883	738
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	10,481	6,916
その他の受入手数料	6,363	6,349
トレーディング損益	30,329	35,737
金融収益	2,987	2,741
営業収益計	67,584	65,412
金融費用	1,306	1,684
純営業収益	66,277	63,728
販売費及び一般管理費		
取引関係費	11,793	11,187
人件費	1 24,888	1 25,336
不動産関係費	6,039	6,071
事務費	6,681	7,215
減価償却費	1,849	1,770
租税公課	890	1,258
その他	1,491	1,389
販売費及び一般管理費合計	53,634	54,230
営業利益	12,643	9,497
営業外収益		
受取配当金	736	833
受取家賃	637	526
持分法による投資利益	948	2,058
投資事業組合運用益	299	298
その他	143	218
営業外収益合計	2,765	3,935
営業外費用		
投資事業組合運用損	69	103
為替差損	26	36
その他	16	23
営業外費用合計	111	163
経常利益	15,297	13,269

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 43
投資有価証券売却益	2,602	1,189
持分変動利益	80	851
事業譲渡益	-	850
新株予約権戻入益	1	1
特別利益合計	2,684	2,935
特別損失		
投資有価証券売却損	4	0
有価証券評価減	3 1	-
ゴルフ会員権評価損	-	0
金融商品取引責任準備金繰入れ	51	9
特別損失合計	56	9
税金等調整前当期純利益	17,925	16,195
法人税、住民税及び事業税	4,526	3,989
法人税等調整額	908	204
法人税等合計	5,434	4,193
当期純利益	12,490	12,002
非支配株主に帰属する当期純利益	67	11
親会社株主に帰属する当期純利益	12,423	11,990

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	12,490	12,002
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,954	604
為替換算調整勘定	80	237
退職給付に係る調整額	160	509
持分法適用会社に対する持分相当額	-	58
その他の包括利益合計	1 2,195	1 1,292
包括利益	10,295	10,709
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,229	10,696
非支配株主に係る包括利益	65	13

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,469	82,140	3,639	147,970
当期変動額					
剰余金の配当			9,026		9,026
親会社株主に帰属する当期純利益			12,423		12,423
自己株式の取得				2,824	2,824
自己株式の処分		3		73	77
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	3	3,396	2,750	649
当期末残高	36,000	33,473	85,537	6,390	148,619

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,978	69	2,614	6,663	196	2,522	157,351
当期変動額							
剰余金の配当							9,026
親会社株主に帰属する当期純利益							12,423
自己株式の取得							2,824
自己株式の処分							77
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,952	80	160	2,193	131	734	2,797
当期変動額合計	1,952	80	160	2,193	131	734	2,147
当期末残高	2,026	10	2,454	4,469	327	1,787	155,204

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	33,473	85,537	6,390	148,619
当期変動額					
剰余金の配当			6,834		6,834
親会社株主に帰属する当期純利益			11,990		11,990
自己株式の取得				1,693	1,693
自己株式の処分		477		512	34
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		20			20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	456	5,155	1,181	3,517
当期末残高	36,000	33,016	90,693	7,572	152,137

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,026	10	2,454	4,469	327	1,787	155,204
当期変動額							
剰余金の配当							6,834
親会社株主に帰属する当期純利益							11,990
自己株式の取得							1,693
自己株式の処分							34
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	586	240	467	1,293	116	314	1,492
当期変動額合計	586	240	467	1,293	116	314	2,025
当期末残高	1,439	251	1,986	3,175	443	1,472	157,229

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,925	16,195
減価償却費	1,849	1,770
持分法による投資損益(は益)	948	2,058
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	695	318
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	20	20
貸倒引当金の増減額(は減少)	17	929
受取利息及び受取配当金	3,724	3,575
支払利息	1,306	1,684
有価証券評価損益(は益)	21	-
投資有価証券売却損益(は益)	2,598	1,188
事業譲渡損益(は益)	-	850
固定資産売却損益(は益)	0	43
ゴルフ会員権評価損	-	0
持分変動損益(は益)	80	851
新株予約権戻入益	1	1
顧客分別金信託の増減額(は増加)	2,800	9,635
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	61,181	33,260
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	66,986	55,342
信用取引資産の増減額(は増加)	2,616	4,065
信用取引負債の増減額(は減少)	4,966	4,254
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	54,574	80,949
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	63,732	62,625
預り金の増減額(は減少)	5,613	14,647
受入保証金の増減額(は減少)	3,375	2,170
その他の資産の増減額(は増加)	308	6,211
その他の負債の増減額(は減少)	1,955	6,820
小計	16,984	3,613
利息及び配当金の受取額	3,189	3,682
利息の支払額	1,190	1,566
法人税等の支払額	6,680	2,785
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,302	2,944

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,137	761
有形固定資産の売却による収入	23	1,497
無形固定資産の取得による支出	1,423	592
投資有価証券の取得による支出	1,204	3,710
投資有価証券の売却による収入	3,971	4,536
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3,118
関係会社株式の取得による支出	-	4,947
差入保証金の差入による支出	380	446
差入保証金の回収による収入	80	97
その他	704	1,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	775	8,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	17,176	760
長期借入れによる収入	14,200	42,900
長期借入金の返済による支出	2,300	1,200
短期社債の発行による収入	49,200	48,200
短期社債の償還による支出	47,700	48,700
社債の発行による収入	33,829	43,995
社債の償還による支出	39,827	41,861
ストックオプションの行使による収入	64	29
自己株式の取得による支出	2,822	1,692
自己株式の純増減額（は増加）	2	1
配当金の支払額	9,026	6,834
非支配株主からの払込みによる収入	800	2,400
非支配株主への払戻による支出	782	106
非支配株主への配当金の支払額	17	32
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	166
その他	268	305
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,829	35,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	75	396
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,377	29,903
現金及び現金同等物の期首残高	56,039	44,615
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,046	2,475
現金及び現金同等物の期末残高	1 44,615	1 72,043

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社(当連結会計年度末現在)

連結子会社の名称

東海東京証券株式会社

宇都宮証券株式会社

東海東京アセットマネジメント株式会社

東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社

東海東京インベストメント株式会社

株式会社東海東京調査センター

東海東京アカデミー株式会社

東海東京サービス株式会社

東海東京ビジネスサービス株式会社

株式会社E T E R N A L

東海東京証券香港

東海東京証券ヨーロッパ

東海東京証券アメリカ

東海東京シンガポール

東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド

T T I 中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合

バリューアップ投資事業有限責任組合

Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited

Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited

Asia-Pacific Rising Fund Limited

Asia-Pacific Rising Master Fund Limited

当連結会計年度において、平成28年4月に設立し連結子会社としていた、ほくほくT T証券株式会社(設立時商号ほくほくT T証券準備株式会社)は、平成29年1月に第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

平成28年5月に東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッドを設立し、連結の範囲に含めております。

平成29年3月に株式会社E T E R N A Lの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 8社

持分法を適用した関連会社の名称

ワイエム証券株式会社

浜銀T T証券株式会社

西日本シティT T証券株式会社

池田泉州T T証券株式会社

ほくほくT T証券株式会社

エース証券株式会社

オールニッポン・アセットマネジメント株式会社

PHILLIP TOKAI TOKYO INVESTMENT MANAGEMENT PTE. LTD.

当連結会計年度において、平成28年9月にエース証券株式会社の株式を一部取得したことにより、持分法適用関連会社としております。

平成29年1月にほくほくT T証券株式会社は、第三者割当増資により当社議決権所有比率が低下したため、連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、東海東京証券香港、東海東京証券ヨーロッパ、東海東京証券アメリカ、東海東京シンガポール、東海東京グローバル・インベストメンツ・プライベート・リミテッド、TTI中部ベンチャー1号投資事業有限責任組合、バリューアップ投資事業有限責任組合、Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited、Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited、Asia-Pacific Rising Fund Limited、Asia-Pacific Rising Master Fund Limitedの11社は12月31日、他の10社は3月31日であります。なお、連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価等をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

1 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2 連結子会社間の会社分割及び連結子会社の第三者割当増資並びに連結範囲の変更

当社は、平成28年9月20日付の取締役会決議に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループと業務提携し、両社の共同出資により、平成29年1月4日からほくほくTT証券株式会社の営業を開始することについて合意いたしました。

また、当社の完全子会社である東海東京証券株式会社及びほくほくTT証券株式会社は、平成28年9月20日付の取締役会決議に基づき、会社分割の方法により、東海東京証券株式会社の富山支店、金沢支店及び札幌支店並びに札幌法人課及び北陸地域の法人顧客における金融商品取引業(以下、「分割事業」。)をほくほくTT証券株式会社に平成29年1月4日をもって承継いたしました。

なお、ほくほくTT証券株式会社は、平成29年1月4日付の第三者割当増資によって株式会社ほくほくフィナンシャルグループより出資を受け、当社の連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)しております。

(1) 取引の目的及び概要

業務提携

ほくほくTT証券株式会社は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの主要営業地域である北陸・北海道地域の豊富な顧客基盤・店舗網、地域に根ざし築き上げたブランド力と、当社グループが独立系フルライン証券会社グループとして培ってきた金融商品取引業に関するノウハウを導入することで、地域及び地域のお客さまにとって親しまれ、頼りにされる証券会社を目指しております。

今般の分割事業の会社分割により、当社は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループとの提携効果を十分に発揮させ、北陸・北海道地域のお客さまに対して、地域に密着したよりよい商品・サービスを提供するとともに、ほくほくTT証券株式会社による東海東京証券株式会社の証券業におけるノウハウの吸収を早期に可能とさせることで、一層のシナジー効果が期待できるものと考えております。

会社分割の方式

東海東京証券株式会社を分割会社とし、ほくほくTT証券株式会社を承継会社とする分割型吸収分割方式。

第三者割当増資

当社と株式会社ほくほくフィナンシャルグループは、前記の会社分割後、直ちにほくほくTT証券株式会社が実施する第三者割当増資を株式会社ほくほくフィナンシャルグループが全額引受けることにより、ほくほくTT証券株式会社を両社の合弁会社(株式会社ほくほくフィナンシャルグループ60%出資、当社40%出資)としました。

(2) 会社分割の概要

会社分割の効力発生日

平成29年1月4日

分割又は承継した資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	信用取引負債	702
顧客分別金信託	297	預り金	247
信用取引資産	702	その他	53
未収収益、その他	7	流動負債合計	1,004
流動資産合計	1,008	その他	1
有形固定資産	13	固定負債合計	1
無形固定資産	6		
投資その他の資産	91		
固定資産合計	111		
合計	1,119	合計	1,006

分割対価の内容

本会社分割に際して、承継会社であるほくほくTT証券株式会社は、普通株式1,500株を発行し、会社分割の効力発生日に東海東京証券株式会社に交付しました。また、東海東京証券株式会社は同日、当社に対し当該株式を配当として交付しました。

(3) 第三者割当増資の概要

募集又は割当方法	第三者割当	
発行新株式数	普通株式	2,400株
発行価額	1株につき	1百万円
発行価額の総額	2,400百万円	
資本組入額	増加する資本金の額	1,200百万円
	増加する資本準備金の額	1,200百万円
払込期日	平成29年1月4日	

(4) 連結範囲の変更

当社は、前記の第三者割当増資に伴う持分比率の低下により、平成29年1月にほくほくTT証券株式会社を連結の範囲から除外(持分法適用関連会社へ変更)し、持分変動利益(特別利益)として840百万円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	8,037百万円	7,602百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(平成28年3月31日)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産			
科目	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレー ディング商品 (百万円)	投資有価 証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	3,733		220		220
有価証券貸借取引受入金	68,538		54,367		54,367
短期借入金	38,200	1,021	89,232		90,253
金融機関借入金	37,000	1,021	87,952		88,973
証券金融会社借入金	1,200		1,280		1,280
長期借入金	200			374	374
計	110,671	1,021	143,820	374	145,216

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券5,592百万円、短期借入有価証券25,548百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品10,295百万円、有形固定資産86百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産				
科目	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレー ディング商品 (百万円)	短期差入 保証金 (百万円)	投資有価 証券 (百万円)	計 (百万円)
信用取引借入金	6,182		570	30		600
有価証券貸借取引受入金	131,164		93,162			93,162
短期借入金	37,400	178	95,403			95,581
金融機関借入金	37,000	178	94,973			95,151
証券金融会社借入金	400		430			430
長期借入金	200				416	416
計	174,946	178	189,135	30	416	189,760

(注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。

2 上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券3,849百万円、短期借入有価証券50,486百万円を担保として差入れております。なお、このほかに先物取引証拠金代用等として、トレーディング商品15百万円を差入れております。

3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸証券	2,040百万円	3,090百万円
信用取引借入金の本担保証券	3,661	5,957
短期貸付有価証券	68,499	131,517
差入証拠金代用有価証券	10,280	
差入保証金代用有価証券	9,978	8,916

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	27,422百万円	30,222百万円
信用取引借証券	9,471	12,391
短期借入有価証券	136,622	226,295
受入証拠金代用有価証券	9,433	9,260
受入保証金代用有価証券	26,934	27,695
その他	864	738

4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	10,552百万円	19,345百万円

(連結損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賞与引当金繰入れ	1,722百万円	2,244百万円
役員賞与引当金繰入れ	41	46
退職給付費用	294	529
役員退職慰労引当金繰入れ	46	59

2 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物及び土地	0百万円	43百万円

3 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	268百万円	563百万円
組替調整額	2,675	1,424
税効果調整前	2,944	860
税効果額	989	256
その他有価証券評価差額金	1,954	604
為替換算調整勘定		
当期発生額	80	237
組替調整額		
税効果調整前	80	237
税効果額		
為替換算調整勘定	80	237
退職給付に係る調整額		
当期発生額	27	665
組替調整額	354	69
税効果調整前	326	734
税効果額	166	224
退職給付に係る調整額	160	509
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額		58
その他の包括利益合計	2,195	1,292

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,929,529	3,003,090	226,051	16,706,568

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,000,000株及び単元未満株式の買増請求による3,090株であります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した226,000株及び単元未満株式の買増請求による51株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	327
合計		327

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,333	20.00 (うち記念配当 4.00)	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	3,693	14.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	280,582,115			280,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,706,568	3,477,888	1,307,000	18,877,456

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,476,000株及び単元未満株式の買取請求による1,888株であります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、第三者割当による自己株式の処分1,200,000株及び新株予約権の権利行使により新株の発行に代えて譲渡した107,000株であります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	443
合計		443

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	3,140	12.00	平成28年9月30日	平成28年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,663	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	45,204百万円	72,683百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	588	640
現金及び現金同等物	44,615	72,043

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取り組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされており、更に、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場リスク委員会及び信用・オペリスク委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署(以下、「リスク管理部署」という。)が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場リスク委員会を原則として毎月2回、信用・オペリスク委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づきトレーディング業務につきまして、市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、全社マーケット関連リスク上限を取締役会で設定しております。更に、その上限の範囲内で、市場リスク委員会におきまして、自己ポジションを保有する所管部署ごとに、各所管部署ごとの予算・収益状況を勘案しつつVaR(バリュー・アット・リスク)ベースのポジション枠を設定して市場リスクを制限し、また、所管部署ごとに期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止するとともに、社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対する市場リスクの管理手法としましては、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(信頼区間99%、保有期間10日、観測期間750日)による管理を採用し、VaRに加えてストレス値(保有期間1日及び10日、観測期間750日)も計測するとともに、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的を実施しております。更に、ストレステストについては、商品や格付けのシナリオに応じたストレステストも定期的を実施しております。

また、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署につきましては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。

設定・配分された所管部署ごとのリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場リスク委員会で市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。更に、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	963百万円	812百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。更に、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、あるいは東海東京証券株式会社の自己資本等を勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行ってまいります。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求などの保全手段の確保等の対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、信用・オペリスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。更に、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、資金繰り管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに資金繰りの状況を正確に把握し、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、資金繰りに対する影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格等に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	45,204	45,204	
(2) 預託金	28,711	28,711	
(3) 商品有価証券等(資産)	255,620	255,620	
(4) 信用取引資産	41,375	41,375	
(5) 有価証券担保貸付金	134,042	134,042	
(6) 短期差入保証金	11,696	11,696	
(7) 投資有価証券	8,045	8,045	
資産計	524,696	524,696	
(1) 商品有価証券等(負債)	129,790	129,790	
(2) 約定見返勘定	15,261	15,261	
(3) 信用取引負債	5,708	5,708	
(4) 有価証券担保借入金	68,538	68,538	
(5) 預り金	18,852	18,852	
(6) 受入保証金	10,605	10,605	
(7) 短期借入金	81,052	81,052	
(8) 短期社債	9,800	9,800	
(9) 1年内償還予定の社債	35,855	35,855	
(10) 社債	1,950	1,955	5
(11) 長期借入金	19,700	19,738	38
負債計	397,115	397,159	44
デリバティブ取引(資産)	3,651	3,651	
デリバティブ取引(負債)	7,326	7,326	
デリバティブ取引計	10,977	10,977	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負 債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(9)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		10,552
その他有価証券	株式(非上場)	3,545
	その他	2,928
合計		17,026

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,543			
合計	2,543			

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	3,733					
有価証券貸借取引受入金	68,538					
短期借入金	81,052					
短期社債	9,800					
社債	35,855	55	55	15	5	1,820
長期借入金			200	3,000	10,000	6,500
合計	198,979	55	255	3,015	10,005	8,320

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	72,683	72,683	
(2) 預託金	37,506	37,506	
(3) 商品有価証券等(資産)	289,264	289,264	
(4) 信用取引資産	44,610	44,610	
(5) 有価証券担保貸付金	214,992	214,992	
(6) 短期差入保証金	18,995	18,995	
(7) 投資有価証券	7,180	7,180	
資産計	685,233	685,233	
(1) 商品有価証券等(負債)	185,261	185,261	
(2) 約定見返勘定	7,540	7,540	
(3) 信用取引負債	9,132	9,132	
(4) 有価証券担保借入金	131,164	131,164	
(5) 預り金	32,925	32,925	
(6) 受入保証金	8,360	8,360	
(7) 短期借入金	80,488	80,488	
(8) 短期社債	9,300	9,300	
(9) 1年内償還予定の社債	31,044	31,044	
(10) 社債	8,983	8,962	20
(11) 長期借入金	61,731	61,795	63
負債計	565,934	565,977	42
デリバティブ取引(資産)	3,548	3,548	
デリバティブ取引(負債)	7,246	7,246	
デリバティブ取引計	10,794	10,794	

(*) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものは該当ありません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)預託金、(4)信用取引資産～(6)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(7)投資有価証券

時価の算定方法は、内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

負債

(1)商品有価証券等

時価の算定方法は、内規による時価算定基準によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」に記載しております。

(2)約定見返勘定～(9)1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分		連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式		19,345
その他有価証券	株式(非上場)	3,487
	その他	4,041
合計		26,874

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、資産の「(7)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,883			
合計	3,883			

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
信用取引借入金	6,182					
有価証券貸借取引受入金	131,164					
短期借入金	80,488					
短期社債	9,300					
社債	31,044	703	39	21	5	8,215
長期借入金		321	3,044	10,024	4,020	44,320
合計	258,179	1,024	3,083	10,045	4,025	52,535

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(平成28年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	17,797	436	17,708	238
債券	208,886	1,454	112,061	2,079
受益証券等	28,936	3,269	19	0

当連結会計年度(平成29年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	21,124	183	19,450	203
債券	231,133	721	165,764	1,377
受益証券等	37,006	1,732	47	0

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	6,243	3,464	2,778
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	6,243	3,464	2,778
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,801	2,395	593
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	1,801	2,395	593
合計		8,045	5,860	2,184

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	5,961	4,171	1,789
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	5,961	4,171	1,789
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,218	1,608	389
	債券			
	国債・地方債等			
	社債			
	その他			
	その他			
	小計	1,218	1,608	389
合計		7,180	5,779	1,400

(注) 非上場株式等は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,886	2,602	4
債券	10		
その他	748		
合計	3,644	2,602	4

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,219	1,189	0
債券	1,128		
その他	812		
合計	4,160	1,189	0

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について1百万円(その他有価証券の株式1百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	67,302		1,247	1,247
	買建	26,423		327	327
	通貨オプション取引				
	売建	109,671	69,282	5,792	366
	買建	65,220	51,458	3,642	477
	通貨スワップ取引	52,979	43,171	1,023	1,023

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	45,522	636	1,150	1,150
	買建	25,599		81	81
	通貨オプション取引				
	売建	123,607	84,511	7,111	1,060
	買建	98,558	68,056	4,977	206
	通貨スワップ取引	71,491	22,333	447	447

(注) 為替予約取引、通貨スワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	27,285	11,676	77	77
	買建				
	債券先物取引				
	売建	27,787		39	39
	買建	26,071		9	9
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	78,323	65,148	3,196	3,196
	支払固定・受取変動	94,792	80,019	3,106	3,106
	受取変動・支払変動	14,400	14,400	9	9
	キャップフロア取引				
	売建	4,000	4,000	39	143
	買建	4,000	4,000	37	20
	スワップション取引				
	売建	1,000	1,000	44	10
	買建				

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引、キャップフロア取引及びスワップション取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建				
	買建	23,147	9,893	18	18
	債券先物取引				
	売建	55,785		8	8
	買建	14,766		11	11
市場取引以外の取引	債券先物オプション取引				
	売建				
	買建	34,380		40	0
	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	97,255	84,533	1,248	1,248
	支払固定・受取変動	106,455	90,700	1,513	1,513
市場取引以外の取引	受取変動・支払変動	42,950	39,650	36	36
	受取固定・支払固定	12,500	12,500	353	353
	キャップフロア取引				
	売建	5,000	5,000	49	155
	買建	4,000	4,000	31	26
	スワップション取引				
	売建	34,000	34,000	585	44
	買建				

(注) 金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ取引、キャップフロア取引及びスワップション取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	7,386		71	71
	買建	1,624		18	18
	株価指数オプション取引				
	売建	1,414		10	9
	買建	4,290		19	3
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	1,117		1	2
	買建	3,057		33	11
	株券店頭オプション取引				
	売建	32,148	12,095	3,665	375
	買建	29,125	10,318	4,126	723

(注) 株価指数先物取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	13,120		214	214
	買建	1,340		3	3
	株価指数オプション取引				
	売建	2,039		13	4
	買建	5,620		42	10
	株券オプション取引				
	売建				
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建				
	買建	2,714		13	0
	株券店頭オプション取引				
	売建	17,971	977	1,610	371
	買建	15,389	2,166	1,607	198
	エクイティスワップ取引	1,150	600	118	118

(注) 株価指数先物取引、エクイティスワップ取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

(4) 時価算定方法

内規による時価算定基準によっており、主な算定方法は以下のとおりです。

種類	算定方法
株券オプション取引、 株価指数オプション取引 債券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
株価指数先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
金利先物取引	金融商品取引所又は外国金融商品取引所が定める清算価格又はこれに準ずる価格
債券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
株券店頭オプション取引、 特約付株券消費貸借取引、 エクイティスワップ取引	金利、配当利回り、ボラティリティー、原証券価格、取引期間等を基に価格算定モデルにより算出した現在価値
通貨オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
金利スワップ取引、 キャップフロア取引、 通貨スワップ取引、 スワップション取引	スワップレート、ボラティリティー等を参考に受取又は支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、その日の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額、ただし、一定の条件の下に金銭の相互支払が発生あるいは消滅するような取引は、受払いネットの金額の確率分布を勘案した将来価値を現在価値に割引く方法で算出した額

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,307 百万円	10,933 百万円
勤務費用	646	623
利息費用	105	101
数理計算上の差異の発生額	538	461
退職給付の支払額	586	512
過去勤務費用の発生額		
退職給付債務の期末残高	10,933	11,608

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	13,719 百万円	13,631 百万円
期待運用収益	183	186
数理計算上の差異の発生額	511	203
事業主からの拠出額	826	823
退職給付の支払額	586	512
年金資産の期末残高	13,631	13,925

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	10,933 百万円	11,608 百万円
年金資産	13,631	13,925
	2,697	2,317
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,697	2,317
退職給付に係る負債	百万円	百万円
退職給付に係る資産	2,697	2,317
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,697	2,317

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	646 百万円	623 百万円
利息費用	105	101
期待運用収益	183	186
数理計算上の差異の費用処理額	303	18
過去勤務費用の費用処理額	50	50
確定給付制度に係る退職給付費用	214	469

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	50 百万円	50 百万円
数理計算上の差異	275	683
合計	326	734

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	241 百万円	190 百万円
未認識数理計算上の差異	3,296	2,612
合計	3,537	2,803

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	55.90%	53.19%
債券	27.55	27.93
一般勘定	9.82	10.32
その他	6.73	8.56
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は36.44%、当連結会計年度は33.94%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割引率	0.93%	0.93%
長期期待運用収益率	1.33%	1.34%
予想昇給率	5.40%	5.40%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	547 百万円	465 百万円
退職給付費用	80	59
退職給付の支払額	162	66
制度への拠出額		
退職給付に係る負債の期末残高	465	458

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	百万円	百万円
年金資産		
非積立型制度の退職給付債務	465	458
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	465	458
退職給付に係る負債	465 百万円	458 百万円
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	465	458

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 80百万円 当連結会計年度 59百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度510百万円、当連結会計年度514百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の人件費	147百万円	125百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	1百万円	1百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事8名、従業員9名及び当社子会社の取締役5名、執行役員・参事21名、従業員139名、合計184名	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事22名、従業員146名、合計194名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,048,000株	普通株式 939,000株
付与日	平成23年9月30日	平成24年9月7日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに会社都合(新株予約権者が有期の契約に基づく従業員(契約社員)である場合、会社都合とは当社又は当社の連結子会社が契約更新をしないと一方的に申し出ることをいう。)による退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成23年9月30日～平成25年9月30日	平成24年9月7日～平成26年9月30日
権利行使期間	平成25年10月1日～平成28年9月30日	平成26年10月1日～平成29年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事10名、従業員10名及び当社子会社の取締役3名、執行役員・参事23名、従業員151名、合計200名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参事39名、従業員181名及び当社子会社の取締役2名、合計225名
株式の種類及び付与数	普通株式 979,000株	普通株式 1,092,000株
付与日	平成25年9月6日	平成26年9月5日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	平成25年9月6日～平成27年9月30日	平成26年9月5日～平成28年9月30日
権利行使期間	平成27年10月1日～平成30年9月30日	平成28年10月1日～平成31年9月30日

会社名	提出会社	
	第7回新株予約権	第8回新株予約権
新株予約権の名称		
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与39名、従業員184名及び当社子会社の取締役2名、合計227名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,092,000株	普通株式 1,156,000株
付与日	平成27年9月4日	平成28年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	平成27年9月4日～平成29年9月30日	平成28年9月6日～平成30年9月30日
権利行使期間	平成29年10月1日～平成32年9月30日	平成30年10月1日～平成35年9月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 第3回新株予約権は、当連結会計年度末までに行使期間を終了しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	69,000	178,000
権利確定		
権利行使	49,000	58,000
失効	20,000	
未行使残		120,000

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		1,072,000
付与		
失効		
権利確定		1,072,000
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	955,000	
権利確定		1,072,000
権利行使		
失効	8,000	8,000
未行使残	947,000	1,064,000

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,076,000	
付与		1,156,000
失効	16,000	20,000
権利確定		
未確定残	1,060,000	1,136,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

単価情報

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	248	274
行使時平均株価(円)	497	573
付与日における公正な評価単価(円)	53.04	53.98

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	794	816
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	152.07	162.12

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	923	542
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	99.31	113.52

(注) 第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、時価を下回る価額で当社の保有する当社の普通株式の処分を行ったことに伴い、新株予約権の権利行使価格が調整されております。なお、条件決定日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

4 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	
株価変動性	(注) 1	39.86%
予想残存期間	(注) 2	4.57年
予想配当	(注) 3	29円 / 株
無リスク利率	(注) 4	0.00%

(注) 1 平成24年2月12日から平成28年9月6日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成27年3月期から平成28年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	419百万円	134百万円
未払事業税	85	218
賞与引当金	528	800
退職給付に係る負債	567	709
役員退職慰労引当金	55	57
金融商品取引責任準備金	134	137
有価証券評価減	101	95
減損損失	499	11
その他	1,044	847
小計	3,435	3,012
繰越欠損金	113	108
繰延税金資産計	3,548	3,121
評価性引当額	1,315	993
繰延税金資産合計	2,232	2,127
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	861	605
その他	1,634	1,509
繰延税金負債合計	2,495	2,114
繰延税金資産(負債)の純額	262	12

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	208百万円	1,254百万円
固定負債 - 繰延税金負債	470	1,241

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費等の永久差異	1.35	1.31
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.77	15.67
繰越欠損金控除額	0.04	0.31
住民税均等割額	0.45	0.46
持分変動利益	0.15	1.62
持分法による投資利益	1.75	3.92
評価性引当額の増減額	2.23	0.09
連結の未実現利益調整額等	16.40	13.18
法定実効税率変更による影響	0.44	
その他	0.45	1.69
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.32	25.89

(企業結合等関係)

1 事業分離

〔西日本シティ T T 証券株式会社への東海東京証券株式会社の南九州 3 支店の会社分割〕

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

西日本シティ T T 証券株式会社

分離した事業の内容

東海東京証券株式会社の南九州 3 支店(熊本支店、宮崎支店及び鹿児島支店)における金融商品取引業(ただし、以下に記載の業務及び商品に関するものを除く)

東海東京カード

るいとうくらぶ(株式累積投資)

ファンドるいとう(投信定期買付)

外国株式(米国・カナダ・欧州・香港・韓国を除く)

店頭デリバティブ(株券貸借取引を含む)

上場先物取引(売・買)及び上場オプション取引(売)

日興 M R F 以外の M R F

その他承継することができないものとして別途合意する業務及び商品

事業分離を行った主な理由

当社及び株式会社西日本シティ銀行は、当社が有する証券ビジネスに関する高度なノウハウ・機能と、株式会社西日本シティ銀行の持つ豊富な顧客基盤・店舗網、地域に根ざして築き上げたブランド力というお互いの強みを融合させた西日本シティ T T 証券株式会社を設立し、同社は平成22年 5 月より福岡県を中心に金融商品取引業を営んでおります。

平成27年 5 月で西日本シティ T T 証券株式会社開業から 5 年が経過し、営業拠点も13拠点となり開業時より順調に拡大するなど、地域内での存在感がより一層増している中、当社は、地域により密着したサービスをお客様に提供するため、東海東京証券株式会社の南九州 3 支店における金融商品取引業を西日本シティ T T 証券株式会社に会社分割することといたしました。

事業分離日

平成28年 8 月 1 日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

東海東京証券株式会社を分割会社とし、西日本シティ T T 証券株式会社を承継会社とする分割型吸収分割といたします。

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

事業譲渡益 850百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	金額 (百万円)	項目	金額 (百万円)
現金及び預金	0	信用取引負債	127
顧客分別金信託	343	預り金	318
信用取引資産	127	その他	27
未収収益、その他	1	流動負債合計	473
流動資産合計	472	その他	1
有形固定資産	15	固定負債合計	1
無形固定資産	6		
投資その他の資産	62		
固定資産合計	84		
合計	556	合計	474

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資・金融サービス業

(4) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	当連結会計年度
営業収益	225百万円
営業利益	76百万円

2 取得による企業結合

〔株式会社E T E R N A Lの株式の取得〕

(1) 企業結合の概要

当社は、平成29年3月15日に、株式会社E T E R N A Lの全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

被取得企業の名称及び事業内容

名称	株式会社E T E R N A L
事業内容	生命保険・損害保険の保険代理店事業 経営コンサルティング事業 ファイナンシャルプランニング事業

企業結合を行った主な理由

当社は、経営計画「Ambitious 5」の基本戦略のひとつに「Community & the Middle(戦略的地域・顧客への特化)」を掲げ、独自性ある総合金融グループとして、顧客基盤と収益の拡大を図っております。

株式会社E T E R N A Lは、来店型保険ショップ『保険テラス』を運営し、“いつでも気軽に来店できる、行きつけのカフェのような空間”をブランドコンセプトに、関東圏、関西圏を中心に約70ヵ店の店舗網を擁しております。

当社は、グループの中長期的な成長を見据え、若年・次世代の顧客層との接点の確保が経営上重要と認識しております。当該顧客層の来店が多数見込まれる株式会社E T E R N A Lの完全子会社化はグループの基盤拡大に資するものと考え、今般の株式取得を決定したものです。

企業結合日

平成29年3月15日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

名称の変更はありません。

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が株式会社E T E R N A Lの議決権100.0%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日が当連結会計年度末日であるため、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

取得の対価	株式会社E T E R N A Lの普通株式	3,400百万円
-------	------------------------	----------

取得原価		3,400百万円
------	--	----------

主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等	21百万円
--------------	-------

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額 2,804百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる定額法

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	982百万円
固定資産	384百万円
資産合計	1,367百万円
流動負債	333百万円
固定負債	438百万円
負債合計	771百万円

(6) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,036百万円
営業利益	56百万円
経常利益	42百万円
税金等調整前当期純利益	30百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8百万円
1株当たり当期純利益	0.03円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、当連結会計年度に愛知県において有しておりました賃貸用のオフィスビルを売却いたしました。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は121百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 6百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)、売却益は21百万円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高 (百万円)	1,458	1,441
	期中増減額 (百万円)	17	1,441
	期末残高 (百万円)	1,441	
期末時価(百万円)		1,163	

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減額は減価償却費(22百万円)による減少であります。また、当連結会計年度の主な増減額は売却による減少であります。
- 3 期末の時価は、「不動産鑑定評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
ん。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるた
め、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略し
ております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載
を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	石田 建昭			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.13		ストック・ オプション の権利行使	11		

(注) 平成22年6月29日、平成23年6月29日、平成24年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が 理事を 務める 財団法人	一般財団法人 東海東京財団	名古屋市 中村区		地域の人材 育成事業等 への助成事 業等		寄付金の拠出 理事の兼任	自己株式の 低廉譲渡 寄付金の拠出	609 3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 第三者割当による自己株式1,200,000株(譲渡価額1百万円)の低廉譲渡をしております。自己株式の低廉譲渡については、第三者間取引と仮定した場合の金額を見積もり算出しております。
- 財団への寄付金拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	580円16銭	593円47銭
1株当たり当期純利益	46円92銭	45円73銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	46円87銭	45円72銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	155,204	157,229
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,115	1,916
(うち新株予約権)	(327)	(443)
(うち非支配株主持分)	(1,787)	(1,472)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	153,089	155,312
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	263,875,547	261,704,659

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,423	11,990
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	12,423	11,990
普通株式の期中平均株式数(株)	264,796,756	262,181,966
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	236,022	99,108
(うち新株予約権)(株)	(236,022)	(99,108)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権(新株予約権の数1,072個)及び第7回新株予約権(新株予約権の数1,076個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第5回新株予約権(新株予約権の数947個)、第6回新株予約権(新株予約権の数1,060個)第7回新株予約権(新株予約権の数1,060個)及び第8回新株予約権(新株予約権の数1,136個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年4月11日に、高木証券株式会社の普通株式53,066,317株及び新株予約権証券212,000株を公開買付けにより取得いたしました。この結果、当社の同社に対する議決権比率は90.54%に達したことから、同日付けで同社を連結子会社といたしました。

なお、当社は同社の特別支配株主となったことから、同社を完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、平成29年4月13日に会社法第179条に基づき、同社を除く非支配株主の全員に対し、その所有する同社株式の全部を売り渡す請求をすることを同社に通知し、同社取締役会の承認を受けました。この結果、平成29年5月8日に同社普通株式5,542,434株を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称、事業内容及び規模

名称	高木証券株式会社
事業内容	金融商品取引業
規模(平成29年3月期(連結))	
資本金	11,069百万円
純資産	29,476百万円
総資産	41,854百万円
営業収益	5,352百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,067百万円

(注)上記の規模は、会計監査人の監査対象外であります。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、Alliance & Platform(事業基盤の積極拡大)戦略推進の一環として平成25年頃より高木証券株式会社と外国株式や国内外の債券等の商品供給による取引関係を構築しております。当社グループが中部地区を強みとしている一方、同社が関西地区を強みとしている等、同社とは大都市圏に基盤を有する共通点を持ちながらも強みとする地域が異なります。当社グループと同社双方がそれぞれ有する経営資源の共同活用や事業上の協働等を通じ、当社のみならず同社においてもその事業シナジーの創出が可能ではあるものの、より一層その効果を高めるためには、当社と同社との間における強固な資本関係の構築が必要不可欠であるとの結論にいたり、同社株式を取得し連結子会社といたしました。

(3) 企業結合日

平成29年4月11日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 90.54%

(注)当社は、企業結合日後に高木証券株式会社を除く非支配株主に対して会社法第179条に基づく同社株式の全部を売り渡す請求を行い、同社取締役会の承認を受けて平成29年5月8日に議決権比率9.46%を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が高木証券株式会社の議決権90.54%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(1) 取得の対価

取得の対価	高木証券株式会社の普通株式	14,327百万円
	高木証券株式会社の新株予約権証券	57百万円
取得原価		14,384百万円

(2) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 45百万円

3 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

4 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	短期社債	平成28年 1月7日 ～ 平成29 年 3月 31日	9,800	9,300 (9,300)	0.03 ～ 0.17	無担保社債	平成28年 4月7日 ～ 平成29 年 6月 21日
	普通社債	平成26年 7月14日 ～ 平成29年 3月30日	34,900	33,439 (30,439)	0.27 ～ 1.80	無担保社債	平成28年 4月5日 ～ 平成38年 12月29日
	他社株転 換条項付 社債	平成28年 9月28日 ～ 平成29年 3月21日		1,150 (550)	1.00 ～ 18.75	無担保社債	平成28年 11月10日 ～ 平成30年 9月26日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	平成26年 10月16日 ～ 平成29 年 3月 29日	700	300 ()	0.40 ～ 2.00	無担保社債	平成28年 4月18日 ～ 平成49年 3月30日
	コーラ ブル債	平成26年 4月15日 ～ 平成29年 3月29日	2,000	4,500 ()	0.07 ～ 1.70	無担保社債	平成28年 4月18日 ～ 平成49年 3月30日
	デュアル カレン シー債	平成27年 1月13日 ～ 平成27年 7月23日	205	150 (55)	0.01 ～ 0.15	無担保社債	平成28年 4月11日 ～ 平成37年 1月14日
	フ ロー ター債	平成28年 12月 8日		400 ()	0.55	無担保社債	平成38年 12月 9日
株式会社 E T E R N A L	普通社債	平成28年 9月26日		88 ()	1.45	無担保社債	平成32年 9月26日
合計			47,605	49,327 (40,344)			

(注) 1 「当期末残高」のうち()内は、1年内償還予定の金額であります。

2 当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は48,200百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は48,700百万円であります。

3 当連結会計年度中に発行した社債の総額は43,995百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は41,861百万円であります。

4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40,344	703	39	21	5

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	81,052	80,488	0.29	
1年以内に返済予定の長期借入金				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	19,700	61,731	0.60	平成30年5月31日～ 平成44年3月29日
その他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	3,733	6,182	0.60	
有価証券貸借取引受入金	68,538	131,164		
合計	173,023	279,566		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
321	3,044	10,024	4,020

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	14,642	28,554	46,345	65,412
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,088	5,919	10,362	16,195
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,455	4,428	7,691	11,990
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	5.52	16.86	29.32	45.73

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	5.52	11.36	12.47	16.43

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,674	8,407
立替金	1	58
短期貸付金	3 40,000	3 54,122
前払金	3	3 567
前払費用	3 185	3 207
未収入金	3 1,315	3 2,527
未収還付法人税等	343	24
未収収益	3 448	3 583
デリバティブ債権	3 39	3 321
繰延税金資産	87	81
流動資産合計	51,097	66,903
固定資産		
有形固定資産		
建物	719	486
構築物	0	-
工具、器具及び備品	644	594
土地	1,249	0
無形固定資産		
ソフトウェア	2	2
その他	3	3
投資その他の資産		
投資有価証券	1 10,743	1 9,980
関係会社株式	68,120	79,172
その他の関係会社有価証券	441	397
関係会社長期貸付金	3 25,000	3 25,000
従業員に対する長期貸付金	20	15
長期差入保証金	3 607	3 586
長期前払費用	32	28
前払年金費用	613	1,129
繰延税金資産	1,515	1,101
その他	731	729
貸倒引当金	202	200
固定資産合計	110,245	119,027
資産合計	161,343	185,931

(単位：百万円)

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期社債	9,800	9,300
1年内償還予定の社債	3 36,039	3 31,056
リース債務	3 2	3 2
未払金	3 322	3 210
未払法人税等	226	800
未払費用	3 531	3 557
預り金	192	198
前受金	0	3
前受収益	3 310	3 301
賞与引当金	143	224
役員賞与引当金	41	46
デリバティブ債務	3 39	3 1,085
流動負債合計	47,649	43,786
固定負債		
社債	1,950	8,895
長期借入金	1 200	1 22,700
リース債務	3 3	3 0
退職給付引当金	250	242
資産除去債務	70	71
その他	3 306	3 147
固定負債合計	2,781	32,057
負債合計	50,430	75,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	24,203	23,726
資本剰余金合計	33,203	32,726
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	19,254	20,651
利益剰余金合計	46,043	47,440
自己株式	6,390	7,572
株主資本合計	108,857	108,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,728	1,048
評価・換算差額等合計	1,728	1,048
新株予約権	327	443
純資産合計	110,912	110,087
負債純資産合計	161,343	185,931

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第104期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第105期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	8,892	6,954
関係会社貸付金利息	1,483	1,501
経営指導料	5,049	4,412
金融収益	-	651
営業収益合計	3 15,425	3 13,520
営業費用		
販売費及び一般管理費	1、 3 5,047	1、 3 6,025
金融費用	2、 3 175	2、 3 940
営業費用合計	5,222	6,966
営業利益	10,203	6,554
営業外収益		
受取配当金	649	790
受取家賃	3 640	3 663
投資事業組合運用益	4	28
その他	3 20	3 70
営業外収益合計	1,315	1,552
営業外費用		
社債発行費	3 79	3 160
投資事業組合運用損	97	13
その他	3 5	3 5
営業外費用合計	182	179
経常利益	11,335	7,927
特別利益		
固定資産売却益	-	21
投資有価証券売却益	2,602	1,091
新株予約権戻入益	1	1
特別利益合計	2,603	1,113
特別損失		
投資有価証券売却損	4	0
ゴルフ会員権評価損	-	0
特別損失合計	4	0
税引前当期純利益	13,934	9,040
法人税、住民税及び事業税	1,363	95
法人税等調整額	69	714
法人税等合計	1,294	809
当期純利益	12,640	8,231

【株主資本等変動計算書】

第104期(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	24,200	33,200	26,789	15,640	42,429	3,639	107,990
当期変動額									
剰余金の配当						9,026	9,026		9,026
当期純利益						12,640	12,640		12,640
自己株式の取得								2,824	2,824
自己株式の処分			3	3				73	77
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計			3	3		3,614	3,614	2,750	866
当期末残高	36,000	9,000	24,203	33,203	26,789	19,254	46,043	6,390	108,857

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,647	3,647	196	111,833
当期変動額				
剰余金の配当				9,026
当期純利益				12,640
自己株式の取得				2,824
自己株式の処分				77
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	1,919	1,919	131	1,788
当期変動額合計	1,919	1,919	131	921
当期末残高	1,728	1,728	327	110,912

第105期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	24,203	33,203	26,789	19,254	46,043	6,390	108,857
当期変動額									
剰余金の配当						6,834	6,834		6,834
当期純利益						8,231	8,231		8,231
自己株式の取得								1,693	1,693
自己株式の処分			477	477				512	34
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計			477	477		1,396	1,396	1,181	261
当期末残高	36,000	9,000	23,726	32,726	26,789	20,651	47,440	7,572	108,595

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,728	1,728	327	110,912
当期変動額				
剰余金の配当				6,834
当期純利益				8,231
自己株式の取得				1,693
自己株式の処分				34
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	680	680	116	563
当期変動額合計	680	680	116	825
当期末残高	1,048	1,048	443	110,087

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価等をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～47年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保資産の対象となる債務

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
投資有価証券	374百万円	416百万円
担保資産の対象となる債務		
長期借入金	200	200

2 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
東海東京証券香港	89百万円	43百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	41,410百万円	57,797百万円
長期金銭債権	25,101	25,105
短期金銭債務	568	1,436
長期金銭債務	56	53

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な内訳

	第104期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第105期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
従業員給料	1,242百万円	1,434百万円
福利厚生費	719	792
賞与引当金繰入	143	224
役員賞与引当金繰入	41	46
退職給付費用	37	44
不動産費	824	1,090
事務委託費	536	717
減価償却費	64	186

(注) 全額が一般管理費に属するものであります。

2 金融費用の内訳

	第104期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第105期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
社債利息	171百万円	153百万円
デリバティブ損益	0	763
支払利息	2	23

3 関係会社との取引高

	第104期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第105期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
関係会社からの営業収益	15,425百万円	12,893百万円
関係会社への営業費用	544	1,678
関係会社との営業取引以外の取引高	98	340

(有価証券関係)

第104期(平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額65,591百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額2,528百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額441百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

第105期(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表額71,463百万円)及び関連会社株式(貸借対照表額7,709百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表額397百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,098百万円	935百万円
減損損失	577	0
関係会社株式	570	570
投資有価証券評価損	69	67
貸倒引当金	61	61
賞与引当金	44	69
その他	548	558
繰延税金資産計	2,969	2,262
評価性引当額	603	592
繰延税金資産合計	2,366	1,670
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	737	442
その他	25	44
繰延税金負債合計	763	487
繰延税金資産(負債)の純額	1,602	1,182

(注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	87百万円	81百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,515	1,101

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第104期 (平成28年3月31日)	第105期 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.06%	30.86%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.57	0.76
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	21.23	23.72
住民税均等割額	0.05	0.08
役員賞与	0.24	0.16
評価性引当額の増減額	3.88	0.13
法定実効税率変更による影響	0.83	
海外子会社等にかかる課税留保金額		1.06
その他	0.34	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.29	8.95

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	1,398	35	832	74	602	115
	構築物	7		7			
	工具、器具 及び備品	687	49	11	94	725	131
	土地	1,249		1,248		0	
	計	3,343	85	2,100	169	1,328	247
無形 固定資産	ソフト ウエア	16			0	16	14
	その他	4			0	4	0
	計	20			0	20	14

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	202		1	200
賞与引当金	143	224	143	224
役員賞与引当金	41	46	41	46

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで													
定時株主総会	6月中													
基準日	3月31日													
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日													
1単元の株式数	100株													
単元未満株式の買取り・買増し														
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部													
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社													
取次所														
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額													
公告掲載方法	「当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載しておこなう。」 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tokai.tokyo-fh.jp													
株主に対する特典 (注)2	<p>毎年3月31日現在の株主を対象として、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>500円相当の優待商品</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の名産品等を一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の名産品等を二点</td> </tr> </tbody> </table>		保有株式数	優待商品	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点	10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点
保有株式数	優待商品													
100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品													
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点													
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点													
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点													
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点													

(注) 1 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 100株以上1,000株未満保有株主に対する特典は、平成30年3月末から3年以上の継続保有を条件として一律500円相当の優待商品を進呈いたします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第104期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第104期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第105期第1四 半期報告書	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月9日 関東財務局長に提出。
	第105期第2四 半期報告書	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月8日 関東財務局長に提出。
	第105期第3四 半期報告書	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		平成28年6月30日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 (ストック・オプション制度に伴う新株予約 権の発行)		平成28年8月22日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2項第3号の規定に基づく臨時報告書(特定 子会社の異動)		平成29年4月5日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書	平成28年8月22日提出の臨時報告書にかか る臨時報告書の訂正報告書		平成28年9月6日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況報告書			平成28年7月11日 関東財務局長に提出。
			平成28年8月8日 関東財務局長に提出。
			平成28年9月9日 関東財務局長に提出。
			平成28年10月7日 関東財務局長に提出。
			平成28年11月9日 関東財務局長に提出。
			平成28年12月9日 関東財務局長に提出。
			平成29年1月10日 関東財務局長に提出。

(7) 発行登録書(社債)及び その添付書類	平成28年12月26日 関東財務局長に提出。
(8) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類	平成29年1月6日 関東財務局長に提出。 平成29年2月1日 関東財務局長に提出。 平成29年2月1日 関東財務局長に提出。 平成29年2月14日 関東財務局長に提出。 平成29年2月28日 関東財務局長に提出。 平成29年3月15日 関東財務局長に提出。 平成29年3月21日 関東財務局長に提出。 平成29年4月12日 関東財務局長に提出。 平成29年5月2日 関東財務局長に提出。 平成29年5月26日 関東財務局長に提出。 平成29年5月31日 関東財務局長に提出。
(9) 訂正発行登録書	平成28年12月26日提出の発行登録書にかか る訂正発行登録書
	同上
	平成29年1月6日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年1月6日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年2月17日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年2月17日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年4月5日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年4月28日 関東財務局長に提出。
	同上
	平成29年6月9日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月29日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木	裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神野	敦生

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月11日付けで、高木証券株式会社の株式等を取得し、同社を子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木	裕晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神野	敦生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。